

特 206

說解法繙取[臨時]書 716

と

例判法紙聞新・法版出

編會學察檢本日

行發社興立京東

0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

始



580

特206
716



日本檢察學會編

不穩文書時取締法解說と出版法・新聞紙法判例

東京立興社發行



凡例

- 一 相當重い體刑を科した取締法規だけに、成法として確立する迄には、貴衆兩院に大波紋を投げ、原案は深刻に斧鉄が加へられた。之れ本書に於て沿革を叙した所以である。
- 二 僅かに全四條の法文ではあるが、現代日本の社會不安を芟除する重要立法であるから、何人も一應其の内容を知るの必要がある、本書特に判り易い小解篇を設けたのは之が爲である。
- 三 貴衆兩院の特別議會に於ける審議は、立法の精神を窺ふ爲に絶好の資料である。本書

は其の質疑應答中重要と認むべき事項を問答體として逐條に述べた、「答」は即ち國務大臣以下政府委員の答辯である。

四 此の不穏文書臨時取締法は出版法と新聞紙法とに最も緊密なる關係を有つて居る。本書は此の二法に就き逐條に亘りて、施行以來最近（昭年十年十二月）に至る大審院判決例を蒐録した。

目 次

小 治 革 解	一〇
第一條と第二條との異同(目的の有無)	一〇
第三條の未遂犯と印刷業者	一一
怪文書の頒布差止と印本整版差押	一二
質疑應答	一三
第一條	一三
軍秩紊亂ノ意義	一三
財界擾亂ノ意義	一四
人心惑亂ノ意義	一五
目的ヲ以テノ意義	一六
治安妨害ノ意義	一七

本法ニ依テ保護セントスル治安ノ範圍(目的)ト治安妨害事項ノ性質	一九
「出版シタル者」ノ解釋ト出版法	二〇
肉筆或ハ毛筆ニ依ル文書	二一
第二條	二二
「前條ノ事項」ト第一條ノ目的事項トノ關係	二三
第三條	二三
未遂罪ヲ設ケタル趣旨	二四
未遂罪ノ適用	二五
第四條	二六
附 則	二七
出版法	一

目 次

二

第一條	一 本條ニ所謂圖畫ノ印刷ト活動寫眞トイ ルムノ製作	二七
	印刷ノ意義	二七
	頒布ノ意義	二七
	出版法違反行爲ト共犯規定	二七
六五四三二	法人ト出版法違反 所謂文書圖畫ノ著作ト著作者ノ創意	二八
第二條	第二條	二九
第三條	第三條	二九
第四條	一 製本ノ意義 風俗壞亂ノ文書圖畫ト届出	三〇
四三二一	本條ト労働者ノ反抗ヲ懲懲スル文書 所謂文書圖畫ノ意義 — 所謂發行ノ意 義	三一
第五條	第五條	三一
第六條	第六條	三一
第七條	第七條	三一
第八條	一 通信報告ノ意義 引札ノ意義	三一
第九條	二 發行者ノ氏名ノ意義	三一
第十條	三 銅版寫眞帳ト圖畫	三一
第十一條	四	三一
第十二條	五	三一
第十三條	六	三一
第十四條	七	三一
第十五條	八	三一
第十六條	一 圖體ノ代表者ノ著作者タル資格	三一

第一條	一 本條ニ所謂圖畫ノ印刷ト活動寫眞トイ ルムノ製作	二七
	印刷ノ意義	二七
	頒布ノ意義	二七
	出版法違反行爲ト共犯規定	二七
六五四三二	法人ト出版法違反 所謂文書圖畫ノ著作ト著作者ノ創意	二八
第二條	第二條	二九
第三條	第三條	二九
第四條	一 製本ノ意義 風俗壞亂ノ文書圖畫ト届出	三〇
四三二一	本條ト労働者ノ反抗ヲ懲懲スル文書 所謂文書圖畫ノ意義 — 所謂發行ノ意 義	三一
第五條	第五條	三一
第六條	第六條	三一
第七條	第七條	三一
第八條	一 通信報告ノ意義 引札ノ意義	三一
第九條	二 發行者ノ氏名ノ意義	三一
第十條	三 銅版寫眞帳ト圖畫	三一
第十一條	四	三一
第十二條	五	三一
第十三條	六	三一
第十四條	七	三一
第十五條	八	三一
第十六條	一 圖體ノ代表者ノ著作者タル資格	三一

第一條	印刷ト賣却	四〇
六五	所謂風俗壞亂ノ意義	四〇

第二十八條	一 本條第二項ノ罪ノ成立及其ノ罪質	四一
	第二十九條	四二
	第三十條	四二
	第三十一條	四二

第一條	一 所謂私行ノ意義	四二
二 出版物及演說ニ依ル名譽毀損罪ト事實 證明	四二	
第二十九條	一 本條ニ於ケル發行人印刷人ノ氏名	四三
三十條	二 本條ニ於ケル發行人印刷人ノ氏名	四三
三十一條	一 本條ニ於ケル發行人印刷人ノ氏名	四三
三十二條	二 本條ニ於ケル發行人印刷人ノ氏名	四三
三十三條	一 本條ニ於ケル發行人印刷人ノ氏名	四三
三十四條	二 本條ニ於ケル發行人印刷人ノ氏名	四三
三十五條	一 本條ニ於ケル發行人印刷人ノ氏名	四三
三十六條	二 本條ニ於ケル發行人印刷人ノ氏名	四三

第一條	一 本條ニ所謂圖畫ノ印刷ト活動寫眞トイ ルムノ製作	二七
	印刷ノ意義	二七
	頒布ノ意義	二七
	出版法違反行爲ト共犯規定	二七
六五四三二	法人ト出版法違反 所謂文書圖畫ノ著作ト著作者ノ創意	二八
第二條	第二條	二九
第三條	第三條	二九
第四條	一 製本ノ意義 風俗壞亂ノ文書圖畫ト届出	三〇
四三二一	本條ト労働者ノ反抗ヲ懲懲スル文書 所謂文書圖畫ノ意義 — 所謂發行ノ意 義	三一
第五條	第五條	三一
第六條	第六條	三一
第七條	第七條	三一
第八條	一 通信報告ノ意義 引札ノ意義	三一
第九條	二 發行者ノ氏名ノ意義	三一
第十條	三 銅版寫眞帳ト圖畫	三一
第十一條	四	三一
第十二條	五	三一
第十三條	六	三一
第十四條	七	三一
第十五條	八	三一
第十六條	一 圖體ノ代表者ノ著作者タル資格	三一

新聞紙法

四五

第八條

- 一 發行人編輯人ノ責任 吾
二 新聞紙ノ記事ニ署名シタル者ノ責任 吾
三 寄書ノ性質 吾
四 本著作物ノ題號ト異ル號外ノ性質 吾

第一條 新聞紙ノ意義 吾

二 發行ノ意義 吾

三 著作物ノ意義 吾

四 著作物ト同一題號ヲ用ヒテ臨時發行スル著作物ノ意義 吾

五 新聞紙ニ定期又ハ不定期ニ發行スキ

表示ノ要否 吾

第二條

第三條

第四條

第五條

第六條

第七條

第八條

第九條

第十條

第十一條

第十二條

第十三條

第十四條

第十五條

第十六條

第十七條

一 正誤又ハ正誤書辯駁書ヲ掲載スヘキ時期 吾
二 「時事ニ關スル事項」ノ意義 吾
三 本條違反ト其ノ責任者 吾
四 本條違反ノ擬律 吾
五 差止命令ノ性質 吾
六 差止命令ト檢事正ノ權限 吾
七 檢事ノ掲載差止命令權 吾
八 檢事カ搜查又ハ豫審中ノ被告事件ニ關シ新聞紙ノ掲載ヲ差止ムル場合ノ要件 吾
九 差止命令通知ニ關スル擬律 吾
十 差止命令ノ効力發生時期及其ノ範圍 吾
十一 差止命令ノ效力ノ存續時期 吾
十二 發行人ニ送付セサル差止命令ノ效力 吾
十三 差止命令ニ抵觸スル行爲 吾
十四 差止命令ニ所謂證人参考人ノ意義 吾
十五 豫審中ノ被告事件ノ意義 吾
十六 公開停止ノ場合ニ於ケル新聞記事ノ範圍 吾
十七 本條ノ法意 吾
十八 本條違反罪成立ノ條件 吾
十九 本條違反罪ノ構成ト新聞記事ノ內容 吾
二十 本條違反ノ一罪ト數罪 吾

一九 檢事ノ記事差止事項ト差止ノ範囲	空
第二十條	空
一 公ニセサル文書ノ意義	空
二 公ニセサル文書ノ範囲	空
三 不法ニ公ニセラレタル公文書ト其ノ秘密性	空
四 揭載ノ程度	空
五 刑事訴訟法第五十五條ノ書類ト本條違反罪ノ成立	空
六 辯護士ニ對スル懲戒裁判開始申立書及同開始決定書ト本條	空
七 第二十一條	空
一 犯罪ヲ煽動シタル事項ヲ掲載スル罪ノ成立	空
二 新聞記事カ犯罪ヲ煽動スルモノナリヤ否ヤノ標準	空
三 賞恤ノ意義	空

五六四 救護ノ意義	七一
「犯罪人」ノ意義	七二
本條ノ適用範囲	七三
一 第二十三條第三十八條後段ノ事實判示	七四
二 第二十四條	七五
三 第二十五條	七五
四 第二十六條	七五
五 第二十七條	七五
六 第二十八條	七五
七 第二十九條	七五
八 第三十條	七五
九 第二十九條	七五
一 「届出ノ事項ニ違反シタル行爲」ノ意義	七五
二 刊行物ノ題號ノ變更	七六

三四三 氏名ヲ表示セサル共謀者ノ責任	七八
新聞紙法ト刑法第五十四條ノ適用	七八
本條ト刑法第六十五條ノ適用	七八
一 第三十一條	七八
二 第三十二條	七八
三 第三十三條	七八
四 別箇ノ資格ヲ有スル同一人ノ刑責	七八
五 第三十四條	七八
六 本條ノ適用範囲	七八
七 第三十五條	七八
八 第三十六條	七八
九 本條ノ犯罪ノ成立	七八
一〇 本條ノ適用	七八
一一 第三十七條	七八
一二 本條ノ法意	七八
一三 第三十八條	七八
一四 發行禁止ノ新聞ト其ノ後ノ新聞トノ認	七八
一五 第三十九條	七八
一六 第四十條	七八
一七 第三十九條	七八
一八 第四十條	七八
一九 第三十九條	七八
二〇 第四十條	七八
二一 第四十一條	七八
二二 本條違反罪ノ構成要件	七八
二三 定權	七八
二四 第二十三條ニ依ル禁止命令違反ノ意義	七八
二五 本條適用ノ範圍	七八
八七六五四 三二一 「安寧秩序ヲ紊スヘキ事項」ノ意義	八一
二 新聞紙ノ記事カ安寧秩序ヲ紊スヘキ力	八一
三 安寧秩序紊亂ノ記事ヲ掲載評論シタル場合ノ責任	八一
四 「風俗ヲ害スル事項」ノ意義	八一
五 場合ノ責任	八一
六 編輯人ノ範圍	八一
七 本條適用ノ趣旨	八一
八 本條ノ適用ト第九條ノ準用	八一
九 本條ノ犯罪事實ノ判示方	八一

目次

八

九	新聞紙ノ記事ト期憲ヲ紊亂セムトスル 事項・新聞紙ノ記事ト安寧秩序ヲ紊 ス事項……………	九九
一〇	伏字ヲ使用シタル猥褻ノ記事ト本條 ノ適用……………	一〇一
一一	安寧秩序ヲ紊スヘキ記事ト法律ノ適 用……………	一一〇
一二	所謂安寧秩序ヲ紊スヘキ事項……………	一二〇
三四	第四十二條……………	
一	尊嚴ヲ冒瀆シタル歴史上ノ事實掲載ト 本條ノ適用……………	一〇三
二	尊嚴ヲ冒瀆セントスル事項ノ掲載ト本 條ノ適用……………	一〇三
三四	「朝憲ヲ紊亂セントスル事項」ノ意義「四 公開ヲ停メサル訴訟ノ辯論ト本條ニ所 謂朝憲紊亂事項……………	一〇五
四四	第四十三條……………	一〇七
四五	第四十四條……………	一〇九

一	本條適用ニ付數資格ヲ以テスル同一人 ノ新聞紙法違反ノ擬律	一〇七
二	刑法第五十四條トノ關係	一〇七
三	刑法第五十五條トノ關係	一〇八
四	第四十五條	一〇八
五	私行ノ意義	一〇九
六	事實證明ノ不確立ト判示ノ要旨	一〇九
七	本條ノ證據調ト其ノ探否	一〇九
八	名譽毀損罪ト本條トノ關係	一〇九
九	侮辱罪ト本條	一一〇
一〇	本條ニ所謂私行ト辯護士ノ訴訟行爲ニ 關スル行動	一一一
一一	新聞記事ニ依ル名譽毀損罪ト事實證明一二 本條ノ所謂私行ト市會議員ノ詐偽ニ關 スル非行	一二三
一二	本條ニ所謂私行ト後見人ノ背信行爲一二 本條ト侮辱罪	一二三

不穩文書臨時取締法解說と出版法・新聞紙法判例

沿革

日本檢察學會編

現代日本に於ける社會情勢中、憂ふべき一現象として、所謂怪文書なるものが横行し、一般社會の人心を蠱毒すること甚しいものがある。されば、斯かる社會不安特に軍秩を紊亂し、財界を攪亂し、其の他極度に治安を妨害すべき矯激なる不穏文書の横行を禁壓して、其の根源を芟除し、肅軍の目的達成を促進し、社會人心の安定を期するが爲に、左の如き法案が昭和十一年五月の臨時議會に提出されたのである。

不隱文書等取締法

人心ヲ惑亂シ、軍秩ヲ紊亂シ又ハ財界ヲ攬亂スル目的ヲ以テ治安ヲ妨害スペキ事項ヲ掲載
不穏文書臨時取締法解説

シタル文書圖畫ヲ出版シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
前項ノ罪ニ該ル文書圖畫ニシテ發行ノ責任者ノ氏名及住所ノ記載ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ記載ヲ爲シ
又ハ出版法若ハ新聞紙法ニ依ル納本ヲ爲ザルモノヲ出版シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者ハ五年
以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二條 前條第一項ノ事項ヲ掲載シタル文書圖畫ニシテ發行ノ責任者ノ氏名及住所ノ記載ヲ爲サズ
若ハ虛偽ノ記載ヲ爲シ又ハ出版法若ハ新聞紙法ニ依ル納本ヲ爲ザルモノヲ出版シタル者又ハ之
ヲ頒布シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三條 通信其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハズ出版以外ノ方法ニ依リ第一條第一項ノ目的ヲ以
テ治安ヲ妨害スペキ流言浮説ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四條 第一條乃至前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但シ印刷者印本引渡前ニ自首シタルトキハ其ノ刑ヲ免
除ス

第五條 発行ノ責任者ノ氏名及住所ノ記載ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ記載ヲ爲シタルモノト認ムル文書圖
畫又ハ出版法若ハ新聞紙法ニ依ル納本ヲ爲ザル文書圖畫ニ付テハ眞實ノ記載ヲ爲シ又ハ成規ノ
納本ヲ爲ス迄地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ニ於テ其ノ頒布ヲ差止メ必要アリト認ムル

トキハ其ノ印本及刻版ヲ差押フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ頒布ヲ差止メラレタル文書圖畫ヲ頒布シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

此の法案に對する國務大臣の提案理由は

近時所謂怪文書等ノ横行ガ甚シキモノガゴザイマシテ、其ノ内容モ亦益々悪化スルノ傾向ガゴザ
イマス、之ガ爲ニ或ハ人心ヲ惑亂シ、或ハ軍ノ秩序ヲ紊亂シ、或ハ財界ヲ攪亂スル等、治安維持上
ニ支障ヲ生ゼシムル事例ガ少クナインデゴザイマス、斯クノ如キ事象ハ治安確保ノ爲ニハ到底之ヲ
放置シ得マセヌコトハ言フヲ俟タナイ所デアリマスガ、特ニ今回ノ如キ大事件ノ後ニ於キマシテハ
其ノ徹底的防遏ヲ講ズル必要ガ切ナルモノアルコトヲ痛感セラル、ノデゴザイマス、ソレ故茲ニ其
ノ取締法ヲ制定致シマシテ、著シク社會人心ノ不安ヲ惹キ起シ、治安維持上ニ重大ナル支障ヲ生ゼ
シムルガ如キ不穏ナル出版物等ヲ嚴ニ取締ラムトスルモノデゴザイマス、本法案ノ内容ノ主要ナル
點ヲ申上ゲマスト次ノ通りデゴザイマス

第一ニ近時ノ所謂怪文書ノ實情ニ徵シマスルニ、或ハ人心ヲ惑亂シ、或ハ軍秩ヲ紊亂シ、或ハ財界ヲ攪亂スルノ目的ヲ持チマシテ、治安維持上重大ナル支障ヲ生ゼシムル如キ事項ヲ掲載シマシタ文書ヲ出版スルノ事例ガ多イノデアリマス、ソレ故ニ斯クノ如キ悪性ナル目的ヲ以テ、不穏ナル事項ヲ掲載シマシタ文書圖畫ヲ出版シタル者及ビ之ヲ頒布シタル者ヲ處罰スル爲ニ、第一條ノ規定ヲ設ケタノデゴザイマス

就中右ノ如キ悪性ノ目的ヲ達成セムガ爲ニ、不穏文書ヲ發行セムトスル場合ニ於キマシテハ、或ハ文書圖畫ニ何等發行ノ責任者ノ氏名及住所ノ記載ヲ爲サズ、又ハ假令之ヲ掲載スルモ虛偽ノ記載ヲ爲シ、或ハ又出版法若シクハ新聞紙法ニ依リマシテ定メラレテアル成規ノ納本ヲ爲サズシテ出版スルガ如キ、祕密ノ手段ヲ弄スル者ニ至リマシテハ、其ノ罪質最モ憎ムベキモノデアリ、治安確保ノ爲ニ最モ取締ヲ嚴ニシナケレバナラナイモノト考ヘラレマスノデ、同法中ニ第二項ヲ設ケマシテ、此ノ種出版行爲ニ對シマシテハ、特ニ嚴罰ヲ科スルコトト致シタノデゴザイマス。

第二ニ、不穏文書ナルコトヲ知リテ、之ヲ祕密ノ手段ニ依ツテ出版シ、又ハ之ヲ頒布スルガ如キ行爲モ亦治安維持上ニ支障ヲ生ゼシムルコト勿論デアリマシテ、近時ノ怪文書横行ノ弊風ヲ防遏セムトスル所期ノ目的ヲ達スル爲ニハ、此ノ種ノ祕密出版ヲ嚴ニ取締ルノ要モ又切ナルモノガアルト考

ヘラレマス、其ノ爲ニ此ノ種ノ所爲ヲ處罰スル目的ヲ以テ第二條ノ規定ヲ設ケタノデゴザイマス
第三ニ所謂怪文書ノ取締ノ強化ニ伴ヒマシテ、出版以外ノ方法ニ依リ謠言ガ流布セラルニ至リマシテ、之ガ爲ニ治安確保ニ差支ヲ生ゼシメラレル場合モ考ヘラレマスノデ、第三條ノ規定ヲ設ケマシテ、治安ヲ妨害スルガ如キ不穏ナル流言浮説、人心惑亂、軍秩紊亂又ハ財界攪亂ノ目的ヲ以テ流布シタル者モ亦處罰スルコト、致シタノデゴザイマス

第四條ノ所謂怪文書等ノ取締ハ、其ノ徹底的勦滅ヲ期シマセヌケレバ、所期ノ目的ガ達シ難イト考ヘラレマスノデ、第四條ノ規定ヲ設ケマシテ、前述ノ各罪ニ付キ其ノ未遂罪モ亦之ヲ罰スルコトニ致シタノデアリマス、併シ出版物ニ依ツテ犯サル、罪ニ付テハ、當該文書圖畫ノ印刷ヲ依頼セラタル印刷者ガ、印本ヲ依頼者ニ引渡ス前ニ自首シマシタ時ニハ、其ノ刑ヲ免除スルコトニ致シテアリマス、是ハ畢竟印刷者ノ自首スル場合ヲ多カラシメ、以テ不穏文書ノ流布ヲ未然ニ防止シ易カラシメムトスルニ外ナラナイノデアリマス

第五ニ祕密ノ手段ニ依リ出版セラレルモノト認メラレマス出版物ニ付キマシテハ、地方長官、東京府ニアツテハ警視總監ニ於キマシテ、直チニ當該出版物ノ發賣頒布ヲ差止メ、必要アリト認ムル時ニハ其ノ印本及刻版ヲ差押フルコト、シタノデアリマス、尤モ此ノ差止メ及差押ハ、發行ノ責任者

ニ付テ眞實ノ記載又ハ成規ノ納本ヲ致スマデノ、一時的ノ假處分ニ止ルノデアリマス、之ニ依リマシテ不穏文書ト認メラル、モノヲ早期ニ發見シテ、其ノ流布ヲ未然ニ防止スルヲ得ルノ效果ハ極メテ大ナルモノガアルト信ズル次第デアリマス
以上申上ゲマシタ所ガ本法案ノ内容ノ大體でアリマス、要スルニ本法案ノ眼目ト致シマス所ハ、悪性ノ目的ヲ以テ、又ハ秘密手段ヲ以テスルガ如キ、罪質最モ憎ムベキ不穏文書等ノ取締ヲ嚴重ニセムトスルモノデアリマシテ、此ノ趣旨ヲ明白ニ致ス爲ニ、出版法、新聞紙法等ノ如キ、一般言論ノ取締法トハ獨立シテ、特別法ヲ制定スルコトト致シタノデゴザイマス

此の法案が特別議會の審議に上程されるや、突如として熾烈なる反対の烽火が舉つた、政治的意味に於ける反感の爆發も手傳つて、一齊射擊的となつたものである。想ふに原案が合法出版、報導機關をも其の取締対象として居ること、何等の方法を以てするを問はず流言浮説をも取締らんとした點に職由したのは勿論、其の目的犯の認定に著しき不安が危惧された爲である。若し此の法案にして實施されんか、其の運用上一步をあやまれば忽ち言論の自由を束縛し、或は人權蹂躪の結果を來して、國民生活の上に大なる恐威となるであらうことを其の理由としたものであつた。

議會に於て遂に修正された。先づ本法案が時局對應の非常時臨時立法たるの性質を明かにする爲に「不穏文書等取締法案」を「不穏文書臨時取締法案」と改め、取締の対象を秘密、非合法出版に限定して第一條第一項の末段を削つて第二項と連結せしめ、出版以外の方法に依り治安を妨害すべき流言浮説を處罰した第三條を削除し、第一條第二項の刑五年を三年に、第二條の刑三年を二年に修正し、第五條の差止め及差押の範囲を第一條又は第二條の文書圖畫の場合に限る旨を明示し、附帶決議を附したものとなつたのである。

政府は本法案の主眼とする所謂怪文書取締の目的は之に因り大體達成せられ得べきを所期して同意を表し、時局に鑑み速かに本法の成立を希望したのであつた。修正法は左の如きものである。

不穏文書等 取締法 | (ハ修正削除部分)

第一條 軍秩ヲ紊亂シ、財界ヲ攬亂シ其ノ他人心ヲ惑亂
人心ヲ惑亂シ、軍秩ヲ紊亂シ又ハ財界ヲ攬亂スル目的ヲ以テ治安ヲ妨害スペキ事項ヲ掲載

シタル文書圖畫ヲ出版シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

前項ノ罪ニ該ル文書圖畫ニシテ發行ノ責任者ノ氏名及住所ノ記載ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ記載ヲ爲シ又ハ出版法若ハ新聞紙法ニ依ル納本ヲ爲ザルモノヲ出版シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二條 前條第一項ノ事項ヲ掲載シタル文書圖畫ニシテ發行ノ責任者ノ氏名及住所ノ記載ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ記載ヲ爲シ又ハ出版法若ハ新聞紙法ニ依ル納本ヲ爲ザルモノヲ出版シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三條 通信其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハズ出版以外ノ方法ニ依リ第一條第一項ノ目的ヲ以テ治安ヲ妨害スペキ流言浮説ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四條 第一條乃至前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但シ印刷者印本引渡前ニ自首シタルトキハ其ノ刑ヲ免除ス

第五條 第一條又ハ第二條ニ該當スルモノト認ムル發行ノ責任者ノ氏名及住所ノ記載ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ記載ヲ爲シタルモノト認ムル文書圖

畫又ハ出版法若ハ新聞紙法ニ依ル納本ヲ爲ザル文書圖畫ニ付テハ眞實ノ記載ヲ爲シ又ハ成規ノ納本ヲ爲ス迄地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ニ於テ其ノ頒布ヲ差止メ必要アリト認ムルトキハ其ノ印本及刻版ヲ差押フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ頒布ヲ差止メラレタル文書圖畫ヲ頒布シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附帶決議

- 一 本法ハ其ノ制定ノ趣旨ニ鑑ミ臨時立法タルベキモノトス仍テ政府ハ最善ノ努力ヲ拂ヒ現下ノ社會不安ヲ一掃シ速ニ本法ヲ廢止スペシ
- 二 本法ヲ施行スルニ際シ政府ハ嚴ニ之ガ運用ヲ慎ミ苟モ言論自由人權尊重ノ趣旨ニ悖ルコトナキヲ期スベシ

斯く修正可決して兩院を通過したのである。

小解

○第一條と第二條との異同（目的の有無）

第一條は軍秩を紊亂し、財界を攪亂し、其の他人心を惑亂する目的を以て治安を妨害すべき事項を掲載したる文書圖畫を非合法的に出版したり、之を頒布したる場合の規定であつて、三年以下の懲役又は禁錮の刑に處される。

第二條は「前條の事項を掲載したる文書圖畫」を非合法的に出版し又は頒分したる場合を規定し、二年以下の懲役又は禁錮に處すとある。之を對照すると、此の兩條の規定は全然同一ではないかといふ疑がある、尠なくとも立法技術上曖昧である。然るに政府委員の説明に依れば、第二條の「前條ノ事項」といふのは博く「治安を妨害すべき事項」の意味であつて、第一條前段所定の軍秩紊亂財界攪亂、其の他人心を惑亂する目的を有せざる場合を指すと解する。されば第一條に於ける取締の對象は所定の「目的」を有して怪文書を作成又は頒布する本人その者であるが、第二條は第一條所定の「目的」を有せざるも治安を妨害すべき事項を掲載したる文書圖畫なることを知つて之を手

に入れ、複製又は頒布する場合の規定となるのである。勿論兩條孰れも秘密非合法の出版、頒布を禁止したものであつて、明かに責任者の氏名住所の記載ある普通合法の出版印刷物は何等本法の對象とはならない。唯々本法の適用に際し目的の有無の認定、治安を妨害すべき事項の解釋に付ては慎重なる検討を要し、苟も言論の壓迫、人權蹂躪の非違なきを期せねばならぬ。

○第三條の未遂犯と印刷業者

第三條に「前二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス、但シ印刷者印本引渡前ニ自首シタルトキハ其ノ刑ヲ免除ス」とあり、從て印刷業者が印刷引受の當時情を知つて即ち非合法の怪文書なることを知つて其の印行を受けたる場合に未遂罪が成立しても、其の印刷物の引渡前に自首すれば無罪となる譯である。政府委員の説明中怪文書犯人を容易に検挙するためには印刷業者と協力するのが捷徑であると言つて居るのは此の消息を語るものであつて、第三條は主として印刷業者を對象とした規定である。

○怪文書の頒布差止と印本整版差押

斯の如く前三條が人を對象としたものであるが、第四條は怪文書そのものに關する措置を規定し、

當局が或る印刷者を「第一條又は第二條に該當するもの」と認めた場合、其の文書圖畫の頒布を差止め、印本刻版即ち實本、紙型、組版の差押を爲すことが出来る、頒布を差止められた文書圖畫を頒布した者は三百圓以下の罰金に處される。

質疑應答

不隱文書臨時取締法（昭和十一年六月十三日）

第一條 軍秩ヲ紊亂シ、財界ヲ攪亂シ其ノ他人心ヲ惑亂スル目的ヲ以テ治安ヲ妨害スペキ事項ヲ掲載シタル文書圖畫ニシテ發行ノ責任者ノ氏名及住所ノ記載ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ記載ヲ爲シ又ハ出版法若ハ新聞紙法ニ依ル納本ヲ爲サザルモノヲ出版シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

軍秩紊亂ノ意義

問　軍秩紊亂ノ意義及事例ヲ問フ

答　軍ノ統帥、或ハ團結ヲ害シ、又ハ軍存立ノ基礎ヲ動搖セシムルト云フヤウナ虞ノアルコト、又一面カラ云フト軍人軍屬ニ對シテ、軍ノ紀律ヲ攪亂スルヤウナ思想或ハ行動ヲ煽動スル、若クハ獎勵スルト云フヤウナ事ヲ以テ、軍ノ秩序ヲ攪亂スルモノト、云フヤウニ考ヘテ居ル、即チ軍ノ

統帥、團結ヲ害シ、軍存立ノ基礎ヲ動搖セシムルモノ、軍人軍屬ノ紀律ヲ亂スモノヲ指ス之ヲ「軍紀軍律」トスルトキハ、ソレノ統制下ニ服スル軍人軍屬ノミニ限定セラレル惧アリ、本法ハソレ以外ノ部外者タル常人ノ場合デモ、正犯者トシテ取締ラントスルモノデアル、即チ「軍秩」トハ軍ノ秩序ノ意味デ「軍紀軍律」ノ場合ヨリモ、適用者ノ範圍ガ廣イノデアル

財界攬亂ノ意義

問 此ノ用語ノ意義如何

答 財界ヲ不當ニ混亂ニ陥ラシムルコトヲ意味シ、全國的ニ財界ヲ攬亂スル場合モアリ、又地方的ニ財界ヲ攬亂スル場合モアルト思フ、只今ノ金融ノ情勢カラシテ、地方的ニ攬亂サレタ其ノ事ガ全國的ニ波及サレル場合モ、アリ得ルノデハナイカト云フ關係カラ、此ノ言葉ヲ用ヒタノデアツテ、唯單ニ一小部分ノ局部的ノ取引ニ動搖ヲ生ズル、ト云フヤウナコトニ過ギナイモノハ、此ノ財界ヲ攬亂スルト云フ。意味ニ入ラナイモノトシテ、此ノ文字ヲ使ツタ次第デアリマス

問 財界攬亂ノ目的ヲ以テ増稅案ノ内容ヲ書ク場合如何

答 書ク内容ガ治安ヲ紊スト共ニ、更ニ法案所定ノ目的ヲ有スル場合ニ限り本法ニ該當スル

問 財界攬亂等ノ書物ノ著者ハ目的者トシテ刑ニ觸レルカ
答 共謀スレバ正犯トナル、但シ全然知ラヌ間ニ第三者ガ出版シタヤウナ場合ハ觸レナイ

人心惑亂ノ意義

問 人心惑亂ノ用語及實例如何

答 廣ク一般民心ヲ惑ハシテ、之レニ衝擊ヲ與ヘ、サウシテ社會ノ不安ヲ釀成スルト云フ意味ノモノニ使ツテ居リマス、デアリマスカラ單ニ局部的ノ特定範圍ノ人ヲ惑亂スルニ過ギズシテ、廣ク社會一般ノ人ヲ惑亂スルニ至ラザルモノハ、未ダ人心惑亂ト云フコトガ出來ナイト思フ、更ニ具體的ニ云フナラバ、直接行動ニ依リ社會機構ニ重大ナ改變ヲ加ヘントスル、或ハ大衆暴動ヲ誘發セントスル、ト云フヤウナコトデ以テ、著シク社會ノ不安ヲ惹起セントスル目的ヲ有スルコトガ人心ヲ惑亂スル目的ヲ以テ云フ言葉ニ當ル積リデ、立法致シタノデアリマス
問 怪文書ノ横行デ打撃ヲ受クルモノニ政黨モアル、政治家ハ名譽、信用ガ財産デアル、多數國民ノ心ヲ惑亂スル行爲ハ如何

答 適用サレル場合ガアル

例ヲ以テ示サレタイ

答問 個人ノ單ナル名譽毀損デナク、人心ヲ惑亂スル目的デ虛偽ノ報導ヲ爲シタル場合ハ、本法ノ適用ヲ受ケル。

答問 政黨撲滅及ビ否定ハ如何

答 人心惑亂ト云フノハ直接行動ニヨリ、社會一般人ノ不安ヲ惹起セシメ、國家機構ノ大變革ヲ行ハントスル行爲ヲ云フノデアルガ、政黨ノ撲滅或ハ否定ガ、國家機構即チ議會政治否認ノモノナラバ、適用ヲ受ケル

答問 人心惑亂ノ内容如何

答 人心惑亂ハ財界攪亂、軍秩紊亂ヲ包含スルガ、ソノ兩者ヨリモ範圍ガ廣イ

目的ヲ以テノ意義

問 目的トハ何カ

答 第一條ニ目的ヲ以テト云フコトヲ加ヘタノハ、普通ノ認識デハ、犯罪ガ成立シナイト云フコトヲ明カニシタノデ、要スルニ特ニ人心ヲ惑亂スルトカ、軍秩ヲ紊亂スルトカ、財界ヲ攪亂スル考

ヘヲ以テ治安ヲ妨害スル事項ヲ掲載スル、斯フ云フ場合ニ罰スルト云フ趣旨デアル

問 目的ガ國家社會、或ハ軍秩ノ眞ノ革正ニアル場合ハ、結果カラ見テ非合法デモ本法ノ適用ヲ受ケナイカ

答 國家社會ノ革正ノ目的ガ客觀的ニ見テ、眞摯ナルモノデアツテ、タマノ本法規定事項ニ觸レル場合デモ、本法ノ適用ハ受ケナイ、シカシ矯激ナル直接行動セントスル場合ハ勿論本法ノ適用ヲ受ケル

「目的ヲ以テ」トアル其ノ精神ハ刑法ニ於ケル「目的ヲ以テ」ノ言葉ト同様デ、自カラ意味ハ限定サレテ居ル、即チ刑法ノ内亂、朝憲紊亂、財界攪亂等々治安ヲ害スル目的ヲ以テ爲ス行爲ヲ指スノデアル

問 何カ一ツノ正シイ目的ノ爲ニ物ヲ書イタ場合、知ラズニ治安ヲ妨害シテ居ルヤウナコトガ往々アルト思フ、ソレハ目的ト見ルカ、手段ト見ルカ

具體的事實ニ依ル外ハナイ

答問 軍秩紊亂財界攪亂トカ、人心惑亂ノ目的デ治安ヲ妨害スル事項ヲ單ニ執筆シタ所謂著者ハ如何刑法ノ一般法則ヲ適用シ共犯者トシテ處罰スル

目的ハ誰ガ判断スルカ

答 治安妨害ノ無届、無署名ノ出版物ハ、事實ニ依リ、検事が直接指揮スルカラ、運用ノ危険ハナ

イ

問 今日最モ憂フベキハ主觀ニ依テ判断シ、客觀ニ依テ考ヘナイコトデアル、巡查ガ目的ヲ判断シ人權ヲ蹂躪スル場合ナキカ

答 怪文書ガ手ニ入ツタラ、内務省ニ直チニ報告シ處置スルナラバ、サウ不都合ナコトモナク、人權蹂躪問題モ防グコトガ出來ルト思フ

遠イ目的ハ國ヲ憂フルニアツテモ、證據ソノ他デ治安ヲ亂ス意思ガ明カデアリ、其ノ手段ヲ誤レバ本法ニ該當スルノデアル

治安妨害ノ意義

問 治安妨害トハ何カ

答 治安ヲ妨害スペ事項ガ、本法ノ重要ナ點デ、ソレハ相當進ンダ場合デナイト認定シナイ、コノ事項サヘハツキリスレバ目的ノ點ハ餘程心配ハナクナル

本法ニ依テ保護セントスル治安ノ範囲（目的ト治安妨害事項ノ性質）

其ノ治安ト云フコトハ、色々ノ意味ニ於キマシテ非常ニ廣イ意味ヲ持ツテ居ルコトハ申ス迄モナイノデアリマス、併シナガラ本案ガ目的トシテ居リマスノハ、其ノ治安ノ中デ、軍ノ秩序、財界ノ安寧、又人心ノ平和トデモ申シマスルカ、之ニ限ツテ治安ノ中デ本法ニ依ツテ保護セムトシテ居ルノデアリマシテ、治安ノ必ズシモ全部デハナイ、當今ノ時勢ニ於キマシテ、特ニ特別ノ嚴刑ヲ以テ文書ヲ取締ラナケレバナラヌト云フ特殊ノ關係ノアル治安ヲ維持スルコトヲ目的トシテ居ル、是ガ本法ノ特別ノ意味ヲ持ツテ居ル點デアルト考ヘルノデアリマス、衆議院ニ於キマシテ、原案ヲ少シク修正ヲサレマシタ、是ハ形ガ變ツタダケデアツテ、內容ハ大シタ變化ハナイト考ヘマスガ、併シナガラスケノ如キ形ニ修正サレタ所以ノモノモ、又問題ハ、本法ニ依ツテ保護セムトスル範囲ニ關スル點ガ問題ニナツテ、改正サレタモノト思フノデアリマス、デアリマスカラ、其ノ點ハ、其ノコト第一條ニ明カニナツテ居ル、即チ「軍秩ヲ紊亂シ、財界ヲ攪亂シ其ノ他人心ヲ惑亂スル目的ヲ以テ治安ヲ妨害スペキ事項ヲ掲載シタル文書圖畫」と云フコトニ、明カニナツテ居ルノデアリマス、デアリマスカラ、軍秩紊亂、財界攪亂、其ノ他人心ヲ惑亂スル目的ト云フコトト、治安ヲ妨害スペキ

事項ヲ掲載ヲシタト云フコトノニツガ相俟ツテ、本法ニ於テ處罰サレル目的ニナルノデゴザイマスガ、此ノ間ニハドウ云フ關係ガアルカト申シマスト、只今ノヤウナ規定シテアル目的ニ出ヅルト云フコトハ勿論デアリ、又其ノ目的ヲ達スル爲ニ治安ヲ妨害スペキ事項ヲ文書圖畫ニ掲ゲルト云フコトモ、一ツノ要件デゴザイマスガ、併シナガラ其ノ目的ト、其ノ治安ヲ妨害スペキ事項ト云フモノガ何等ノ客觀的ニ關係ノナイモノデアツテモ宜イカト云フト、サウデハナイノデアリマス、斯様ナ軍秩紊亂其ノ他ノ目的ヲ達スル爲ニ、治安ヲ妨害スペキ事項ヲ掲ゲタ、其ノ掲ゲタコトガ性質上、軍秩紊亂等ノ目的ヲ達シ得ベキ可能性ノアル治安妨害事項デナケレバナラヌノデアリマシテ、其ノ治安妨害事項デハアルケレドモ、本法ニ於テ保護セムトスル所ノ軍秩紊亂其ノ他トハ全然沒交渉ノ治安妨害事項デアリマスルナラ、ソレハ之ヲ掲ゲテ本法ニ依ツテ處罰セムトスル範圍ニハ入ラナイ此ノ點ハ政府ノ御説明モ其ノ通リデアルノデアリマス

「出版シタル者」ノ解釋ト出版法

問 本條「出版」ノ意義如何
答 出版法第一條ニアルモノヲ用ヒタモノデ、印刷、發賣、頒布此ノ三ツヲ含メテ出版ト解シ、尙

肉筆或ハ毛筆ニ依ル文書

印刷頒布スル者カ別ニアリ得ルコトヲ考ヘ、頒布者ヲ特ニ舉ゲテ居ル

問 此ノ文書ノ取締ガ、此ノ法令ニ依リマスレバ、印刷シタル物ニ限ラレテ居ルノデアリマス、即チ肉筆若クハ毛筆ニ依ツテ頒布宣傳セラレル所ノモノハ、之レガ適用ガナイ、然ルニ事實ニ於テハ肉筆ヲ以テ不穩ナル思想ヲ宣布スルト云フコトハ、決シテ無威力ナモノデハナイ、現ニ近頃ノ不穩文書殊ニ東京事件以後ノ不穩文書等ニモ肉筆ノモノガアル

答 出版ノ意義ハ出版法ニ依ルノデアルガ、同法第一條ニハ「機械密其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハズ文書圖畫ヲ印刷シテ之ヲ發賣シ又ハ頒布スルヲ出版ト云ヒ云々」トアル、コノ印刷中ニハ肉筆若クハ毛筆ニ依ル手寫ヲ含マザルモノト解スノガ妥當デアルト考ヘル

第二條 前條ノ事項ヲ掲載シタル文書圖畫ニシテ發行ノ責任者ノ氏名及住所ノ記載ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ記載ヲ爲シ又ハ出版法若ハ新聞紙法ニ依ル納本ヲ爲サザルモノヲ出版シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

「前條ノ事項」ト第一條ノ目的事項トノ關係

第二條ニ參リマスルト云フト「前條ノ事項ヲ掲載シタル文書圖畫云々」ト書イテアル、ソコデ「前條ノ事項」ト云フノハ何ヲ指スカト云ヘバ、治安ヲ妨害スペキ事項、之ヲ指スト云フコトハソレハ疑ナイノデアリマス、ソレハ疑ナイノデアリマスルガ、第二條ニ於テ治安ヲ妨害スペキ事項ヲ掲ゲタルト言ハズ、即チ治安ヲ妨害スペキ事項ト言ツテ其ノ文字ヲ繰返スコトナクシテ「前條ノ事項ヲ掲載シタル」ト書キマシタコトハ、ソレハ此ノ治安ヲ妨害スペキ事項トシテ書イタコトハ、大變解釋ガ違ハナケレバナラヌト私ハ考ヘルノデアリマス、若シ此處ニ治安ヲ妨害スペキ事項ヲ掲載シタル云々ト言ヒマスルナラバ、其ノ治安妨害ノ事項ハ如何ナル事柄デアリマシテモ、苟モ治安ヲ妨害スペキ事項ヲ掲ゲルナラバ、ソレハ總チ第二條ノ中ニ入ルコトハ疑ナイノデアリマス、併シナガラ「前條ノ事項」ト書キマシタ以上ハ、假令治安ヲ妨害スペキ事項デアリマシテモ、前條ニ於ケル治安ヲ妨害スペキ事項ナルモノハ、軍秩紊亂、財界攬亂、其ノ他人心ヲ惑亂スル可能性ノアル治安妨害事項ニ限ツテ居ルノデアリマスカラ、其ノ前條ノ治安ヲ妨害スペキ事項ト云フノヲ受ケマシタ以上ハ、其ノ第二條ノ所謂治安ヲ妨害スペキ事項ト云フコトハ、自ラ第一條ノ意味ニ於ケル治安ヲ妨害スペキ事項ニ限ラレルノハ當然デアルト私ハ考ヘルノデアリマス、併シナガラ政府ノ御説明ハ

第二條ノ方ノ、治安ヲ妨害スペキ事項ト云フコトハ無制限デアツテ軍秩紊亂其ノ他トハ無關係ニ、苟モ治安ヲ妨害スペキ事項デアルナラバ、第二條ニ總テ入ルノデアルト云フ御説明デアルノデアリマスルガ、其ノ點ガ私ノ見ル所ト見解ガ違フノデアリマス、併シナガラ本案ノ出來マシタ目的ガ、是ハ御承知ノ通り、總テ出版法ナリ、新聞紙法デ取締リニナツテ居ル事項デアルノデアリマス、ソレヲ特ニ此處ニ拔出シテ、臨時取締法トナシ、出版法等ノ特別法トシテ之ヲ重ク罰スル所以ノモノハ、特ニ現下ノ情勢ニ於テ保護シナケレバナラヌ所ノ軍秩、財界、人心其ノ秩序安寧ヲ維持スル必要ガアレバコソ、是デ重ク罰スルノデアリマスカラ、第一條ニ於ケルモノモ、ソレニ制限ヲサレルナラバ、其ノ制限ヲサレタ治安ヲ妨害スペキ事項ト云フコトハ、第二條ニ於テハ當然其ノ制限ヲ受ケルモノト解釋シナケレバナラヌト私ハ確信スルノデアリマス、恐ラクハ政府當局デドウ云フ趣旨デ之ヲ規定セラレマシテモ「前條ノ事項ヲ掲載シタル」云々ト條文ガ出來マスル以上ハ、恐ラクハ他日司法ノ問題ニナレバ、私ガ信ジテ居ルヤウナ解釋ニナルノデハナイカ、又ソレガ適當デアルト思フノデアリマス、第一條ノ根本ノ所ニ於テハ、サウ云フ風ニ軍秩云々ト目的事項ヲ制限シテ置キナガラ、其ノ必要カラ起ツタモノデアルニモ拘ラズ、第二條ニ於テ卒然トシテ一般ノ治安ノ妨害ヲスペキ事項マデ此處ニ持ツテ來ルト云フコトハ、何ダカ羊頭ヲ掲ゲテ狗肉ヲ賣ルヤウナ、チヨツト

人ヲ惑ハシテ知ラズ覺エズ斯ウ云フ重イ罪ニ觸レルト云フ事ガアルノデアリマシテ、只今ノヤウナ事項ニ關係ノナイコトデアルナラバ、是ハ普通ノ治安維持デ、新聞紙法ナリ出版法ナリデ罰スレバ宜イノデアル、特ニ今重イ刑罰ヲ以テ保護シナケレバナラヌ秩序ニ關シナイ事項マデ、第二條ニ於テ重ク罰スルト云フコトハ、私ハ立法ノ方法トシテモ、サウ云フ意味ナラバ今少シ明カニシナケレバ甚ダ不深切ナコトニナルト考ヘルノデアリマス

**第三條 前二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但シ印刷者印本引渡前ニ自首シタルトキハ其ノ刑ヲ免除ス
未遂罪ヲ設ケタル趣旨**

怪文書ノ頒布性ヲ防止スルト云フ趣旨デアル、印刷ニ付サナケレバ着手ニナラナイノデアリ、印刷ガ完成シテモ出版行爲トシテハ未遂ノ狀態デアル、サウシテ其ノ印刷者ヲ、後段ノ條文デ自首セシメルコトニ依ツテ罪ヲ許スト云フコトデ、怪文書ノ廣ク流布セラレル害惡ノ防遏ヲ期スルト云フ立法ノ趣旨デアリマス

未遂罪ノ適用

未遂罪ハ刑法總則ノ適用ヲ受ケル力然リ

第三條ノ未遂ハ單ニ執筆中ト云フヤウナ時ニハ、之ハマダ未遂ニ入ラナイ力

單ニ原稿作成中ト云フヤウナ場合ハ、マダ其ノ程度ニ達シナイト思フ

第三條中ノ「印刷者」ハ、之ハ一般ノ印刷者ヲ指ストスレバ、印刷業者カ印刷ノ注文ヲ引受ケタ場合、今後ハ一々警察署へ行ツテ尋ネテ印刷シナケレバ業務ヲ行フコトガ出來ナイト思フガ、之ハ憲法上營業ノ自由ヲ制限スルト云フコトニナリハシナイカ

答 印刷者ニ對シテモ、犯罪ガ成立スルノハ、此ノ法律ニ定メタル事實ヲ印刷者ガ認識シナケレバナラナイ、全然知ラズニ行ツタ場合ハ之ニ該當シナイコト勿論デアル

印刷物ヲ數千通用意シタ場合ハドウナルカ
客觀的ニ見テ決メル、ソノヤウニ用意シタ場合ハ未遂罪デアル

カーボン、鐵筆デハ
事實認定ニ依ル

問 怪文書ヲ受取ツタダケデ犯罪ヲ構成スル力
答 構成シナイ

第四條 第一條又ハ第二條ニ該當スルモノト認ムル文書圖畫ニ付テハ眞實ノ記載ヲ爲シ又ハ成規ノ納本ヲ爲ス迄地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ニ於テ其ノ頒布ヲ差止メ必要アリト認ムルトキハ其ノ印本及刻版ヲ差押フルコトヲ得
前項ノ規定ニヨリ頒布ヲ差止メラレタル文書圖畫ヲ頒布シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

出 版 法

（明治二十六年四月十四日
法律第十五號）

—昭和九年法律第四十七號改正—

第一條 凡ソ機械専密其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス文書圖畫ヲ印刷シテ之ヲ發賣シ又ハ頒布スルヲ出版ト云ヒ其ノ文書ヲ著述シ又ハ編纂シ若ハ圖畫ヲ作爲スル者ヲ著作者ト云ヒ發賣頒布ヲ擔當スル者ヲ發行者ト云ヒ印刷ヲ擔當スル者ヲ印刷者ト云フ

— 本條ニ所謂圖畫ノ印刷ト活動寫眞フィルムノ製作

（昭和二年（れ）第一〇七九號
同年十月十八日大審院刑事部判決）

活動寫眞陰畫フィルムヲ基本トシ科學的方法ヲ用ヒ其ノ陽畫フィルムヲ製作スルハ出版法ニ所謂圖畫ノ印刷ニ該當ス

二 印刷ノ意義

(一) (大正八年（れ）第一七三七號
同年十月二十七日大審院刑事部判決)

出版法ニ所謂圖畫ノ印刷ヲ機械ヲ以テスルト化學的作用ニ依ルト將タ又其ノ他ノ方法ヲ以テスルトハ問

フ所ニ非スト雖モ筆墨若クハ之ニ判明スル物ヲ以テスル文書圖畫ノ手寫ハ之ヲ印刷ナリト解スヘキモノニ非ス

(一) (大正八年(れ)第一七三一號)
(同年十月二十七日大審院刑事部判決)

炭酸紙ヲ白紙ノ間に挿ミ骨筆ノ運用ニ依リテ文書圖畫ヲ複製スルハ手寫ノ範圍ニ屬スルモノナレハ此ノ方法ニ依リテ縱令同時ニ二通以上ノ文書圖畫ヲ複製シタルモノトスルモノ之ヲ以テ出版法ニ所謂印刷ト云フコトヲ得サルモノトス

三 頒布ノ意義

(一) (大正五年(れ)第一四四九號)
(同年九月二十二日大審院刑事部判決)

出版法ニ所謂頒布ハ不定多衆ニ對シ出版物ヲ配布スル行爲ヲ指稱スルモノトス

(二) (昭和二年(れ)第一五六六號)
(同三年二月二十五日大審院刑事部判決)

出版物ヲ多數者ニ頒チタル場合ニ於テハ其ノ多數ノ特定セルト否ト問ハス出版法第一條ニ所謂頒布ニ該當ス

四 出版法違反行為ト共犯規定 (大正八年(れ)第一三〇五號) (同年七月十七日大審院刑事部判決)

出版法違反ノ犯罪ニ對シ刑法共犯ノ規定ヲ適用セサル趣旨ノ特別規定ナケレハ其ノ犯罪行為ヲ加功シタルトキハ其ノ身分ナキ者ト雖モ刑法共犯ノ規定ニ從ヒ處分スヘキモノトス

五 法人ト出版法違反 (大正二年(れ)第一七七號)
(同年十二月十九日大審院刑事部判決)

出版法ノ法意ハ會社其ノ他自然人ニ非サル者カ其ノ資格ニ於テ文書圖畫ヲ發行スルコトヲ認メサルモノト解釋スヘキモノトス

六 所謂文書圖畫ノ著作ト著作者ノ創意 (昭和七年(れ)第六四九號)
(同年七月四日大審院刑事部判決)

出版法ニ所謂著作トハ文書ヲ著述シ若ハ編纂シ又ハ圖畫ヲ作爲スル者ヲ指稱スルコト同法第一條ニ示ストコロナルカ其ノ著述編纂ト云ヒ作爲ト云フモ要スルニ廣ク文字又ハ形象ヲ以テ文書又ハ圖畫タル形式ヲ表現スルコトヲ謂フモノニ外ナラス其ノ内容力作成者ノ創意ニ出テタリヤ否ヲ問フモノニアラサルナリ蓋シ出版法ハ著作者ノ思想ヲ保護センカ爲ニ存スルモノニアラス專ラ思想ノ表現タル文書又ハ圖畫ノ社會ニ對スル影響ヲ稽ヘ之カ取締ヲ爲サントスルモノナレハ苟モ文書又ハ圖畫タル表現ヲ與ヘタル者アル以上其ノ行爲ニ付其ノ責任ヲ問ハサルヘカラスシテ其ノ文書圖畫カ他人ノ創意ニ出テタルノ事實ハ毫モ免責ノ理由ト爲ラサレハナリ從テ他人ノ文書圖畫ノ剽竊模寫ノ如キモソレ自體出版法ニ所謂著作タルコトヲ失ハス

第二條 新聞紙又ハ定期ニ發行スル雜誌ヲ除クノ外文書圖畫ノ出版ハ總テ此ノ法律ニ依ルヘシ但シ專ラ學術、技藝、統計、廣告ノ類ヲ記載スル雜誌ハ此ノ法律ニ依リ出版スルコトヲ得

第三條 文書圖畫ヲ出版スルトキハ發行ノ日ヨリ到達スヘキ日數ヲ除キ三日前ニ製本二部ヲ添ヘ内務省ニ届出ヘシ

一 製本ノ意義

(一) (大正四年(れ)第二二八九號)
(同年十一月六日大審院刑事部判決)

出版法第三條ニ所謂製本トハ製作セラレタル文書圖畫ノ謂ニシテ其ノ文書圖畫ノ一葉ナルト將タ又數葉ヲ編綴シタル書冊ナルトヲ問ハサルモノトス

(二) (昭和二年(れ)第一二九五號)
(同年十一月十一日大審院刑事部判決)

出版法第三條ニ所謂製本トハ製作セラレタル文書圖畫ヲ指稱シ其ノ文書圖畫ノ一葉ナルト將又數葉ヲ編綴シタル冊子ナルトハ毫モ問フトコロニ非ス

二 風俗壞亂ノ文書圖畫ト届出

(明治四十三年(れ)第九八七號)
(同年六月六日大審院刑事部判決)

風俗ヲ壞亂スル文書圖畫ト雖モ之ヲ出版セントスルトキハ出版法第三條ノ規定ヲ遵守セサルヘカラス

三 本條ト勞働者ノ反抗ヲ懲處スル文書

(昭和四年(れ)第一七一號)
(同年四月三十日大審院刑事部判決)

官廳並資本家ニ對スル勞働者ノ反抗ヲ懲處スル文書ハ出版法第九條ニ所謂引札ニ非シテ同法第三條ノ文書ナリ

四 所謂文書圖畫ノ意義——所謂發行ノ意義

(昭和七年(れ)第一三四三號)
(同年十二月十七日大審院刑事部判決)

出版法第三條ニ所謂文書圖畫ハ必シモ所論ノ如ク製本セラルヘキ文書圖畫ナルコトヲ要セス一葉ノ紙片ト雖苟クモ之ニ文字又ハ象形ヲ以テ一定ノ思想ノ表白セラルニ於テハ同條ニ所謂文書圖畫ニシテ同法第九條ニ規定スル引札類ニ該當セサル限之ヲ發行スルニハ同法第三條第六條第七條所定ノ手續ヲ履行セサルヘカラズ

謄寫印刷シテ街路電柱ニ貼付シタル滿洲出兵絕對反對ノ旨ヲ記載シタル「ビラ」カ出版法第三條ニ所謂文書ニシテ引札ノ類ヲ以テ目スヘカラサルハ勿論之ヲ電柱ニ貼付スルカ如キ行爲ハ即チ同條ニ所謂發行ニ外ナラサレハ此ノ點ヲ以テスル所論攻撃ハ當ラサルモノト謂フヘシ

第四條 官廳ニ於テ文書圖畫ヲ出版スルトキハ其ノ官廳ヨリ發行前ニ製本二部ヲ内務省ニ送付スヘシ

第五條 出版届ハ著作者又ハ其ノ相續者及發行者連印ニテ之ヲ差出スヘシ但シ非賣品ハ著作者又ハ發行者ノミニテ届出ルコトヲ得

「版權」ノ保護ナキ文書圖畫ヲ出版スルトキ若ハ著作者又ハ其ノ相續者ヲ知ルヘカラサルトキハ其ノ由ヲ記シ發行者ヨリ差出スヘシ

學校、會社、協會等ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ出版スル文書圖畫ハ其ノ學校、會社、協會等ヲ代表スル者發行者ト連印シテ之ヲ届出ヘシ

第六條 文書圖畫ノ發行者ハ文書圖畫ノ販賣ヲ以テ營業トスル者ニ限ル但シ著作者又ハ其ノ相續者ハ發行者ヲ兼ヌルコトヲ得

第七條 文書圖畫ノ發行者ハ其ノ氏名、住所及發行ノ年月日ヲ其ノ文書圖畫ノ末尾ニ記載スヘシ

一 發行者ノ氏名ト商號 (大正二年(れ)第二一七七號)
(同年十二月十九日大審院刑事部判決)

出版法第七條ニ依ル發行者ハ其ノ氏名ヲ文書圖畫ノ末尾ニ記載スヘキモノナルヲ以テ文書圖畫ノ發行者ハ商號ヲ記載シテ其ノ氏名ノ記載ニ代フルコトヲ得ス

二 發行者ノ氏名ノ意義 (昭和二年(れ)第一二九五號)

(同年十一月十一日大審院刑事部判決)

出版法第七條ニ所謂發行者ノ氏名トハ自然人ノ氏名ヲ指スモノニ外ナラス

第八條 文書圖畫ノ印刷者ハ其ノ氏名、住所及印刷ノ年月日ヲ其ノ文書圖畫ノ末尾ニ記載シ住所ト印刷所ト同シカラサルトキハ印刷所ヲモ記載スヘシ

印刷所若數人ノ共有ニ係ルトキハ營業上其ノ印刷所ヲ代表スル者ヲ以テ印刷者トス

前二項ノ印刷所ニシテ若營業上慣行ノ名稱アルモノハ其ノ名稱ヲモ記載スヘシ

第九條 書簡、通信、報告、社則、塾則、引札、諸藝ノ番附諸種ノ用紙證書ノ類及寫眞ハ第三條第六條第七條第八條ニ據ルヲ要セス但シ第十六條第十七條第十八條第十九條第二十一條第二十六條第二十七條ニ觸ル者ハ此ノ法律ニ依テ處分ス

一 通信報告ノ意義 (昭和二年(れ)第一五五六號)
(同年二月二十五日大審院刑事部判決)

出版法第九條ノ通信又ハ報告タルニハ普通ノ通信又ハ單純ナル事業報告ノ類ヲ出テサルコトヲ要シ其ノ以外ノモノニ在リテハ同法ノ規定ニ從ヒ出版ノ手續ヲ爲スヘキモノトス

二 引札ノ意義 (昭和二年(れ)第一二九五號)
(同年十一月十一日大審院刑事部判決)

青年訓練所生總動員ニ反対スヘキコトヲ説示シタル思想ノ發表宣傳ヲ目的トシタル文書ノ如キハ出版法第九條ニ所謂引札ニ非ス

三 銅版寫眞帳ト圖畫 (昭和二年(れ)第一五三七號)

銅版寫眞帳ナルモノハ出版法ニ所謂寫眞其自體ニ非スシテ寫眞ヲ材料トシテ銅版ニ依リテ印刷製造シタル一種ノ圖畫ナリトス從而其ノ出版ハ出版法第一條ニ該當シ同第三條第七條ニ據ルコトヲ要スルモノトス

第十條 文書圖畫ノ冊號ヲ逐ヒ順次ニ出版スル者ハ其ノ都度第三條ノ手續ヲ爲スヘシ但シ雜誌類ニ在テハ内務大臣ノ許可ヲ經テ其ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

此ノ法律ニ依リ出版スル雜誌ニシテ十二箇月間一回ヲモ發行セサルトキハ廢刊シタルモノト看做スヘシ

第十一條 一タヒ出版届ヲ爲シタル文書圖畫ノ再版ハ出版届ヲ要セスト雖若改正増減シ又ハ註解、附錄、繪畫等ヲ加ヘタルトキハ仍第三條ニ依ルヘシ

第十二條 演說若ハ講義ノ筆記ハ演說者若ハ講義者ヲ以テ著作者トス但シ筆記者ニ於テ演說者若ハ講義者ノ承諾ヲ得テ自ラ之ヲ出版スルトキハ筆記者ヲ著作者ト見做スヘシ此ノ場合ニ於テ記載ノ事項第十六條第十七條第十八條第十九條第二十一條第二十六條第二十七條ニ觸ルルトキハ演說者

若ハ講義者筆記者ト同ク其ノ罪ヲ論ス

公開ノ席ニ於テ爲シタル演說ヲ新聞紙若ハ雑誌ノ通信者ニ於テ筆記シ其ノ新聞紙若ハ雑誌ニ記載シタルモノ及總テ演說者講義者ノ承諾ヲ經スシテ其ノ筆記ヲ出版シタルモノニ關シテハ演說者若ハ講義者ハ著作ノ責ニ任セス

公開ノ席ニ於テ爲シタル演說ノ外ハ講義者又ハ演說者ノ許諾ヲ經ルニ非サレハ他人ニ於テ其ノ筆記ヲ出版スルコトヲ得ス但シ本項ニ違フ者ハ「版權法」ニ據リ其ノ責ニ任セシム

第十三條 二種以上ノ著作若ハ演說講義ノ筆記ヲ編纂シテ一部ノ書ト爲ストキハ編纂者ヲ著作者ト看做スヘシ

前條第一項ノ末段及第二項第三項ハ本條ニ適用スヘシ

第十四條 翻譯ハ翻譯者ヲ以テ著作者ト看做スヘシ

第十五條 學校、會社、協會等ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ出版スル文書圖畫ハ其ノ出版届ニ署名シタル代表者ヲ以テ著作者ト看做スヘシ

一 國體ノ代表者ノ著作者タル資格 (明治三十七年(れ)第一五六號)

出版法第十五條ハ學校會社等團體ノ名義ヲ以テスル著作物ハ之ニ對シテ責任ヲ負フ者及ヒ權利ヲ有スル者ノ團體全員ナルヤ否ヤヲ判定スルニ困難ナルヲ以テ一ノ擬制ニ依リ著作ニ關與ノ有無ヲ問ハス其ノ團體ノ代表者ヲ著作者ト看做シタルモノトス此等ノ團體ノ代表者ハ著作ノ責任ヲ負擔スルト同時ニ著作権者トシテ行動スルコトヲ得

第十六條 犯罪ヲ曲庇シ又ハ刑事ニ觸レタル者若ハ刑事裁判中ノ者ヲ救護シ若ハ賞恤スルノ文書ヲ出版スルコトヲ得ス

第十七條 重罪輕罪ノ豫審ニ關スル事項ハ公判ニ付セサル以前ニ於テ之ヲ出版スルコトヲ得ス
傍聽ヲ禁シタル訴訟ノ事項ハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

第十八條 外交軍事其ノ他官廳ノ機密ニ關シ公ニセサル官ノ文書及官廳ノ議事ハ當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

法律ニ依リ傍聽ヲ禁シタル公會ノ議事ハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

第十九條 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムル文書圖畫ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ其ノ刻版及印本ヲ差押フルコトヲ得

一 内務大臣ノ禁止差押命令ノ効力範圍 (大正十二年(れ)第六號)
(同年三月十六日大審院刑事部判決)

内務大臣カ出版法第十九條ニ依リテ文書ノ發賣頒布ヲ禁止シタル場合ニ於テハ其ノ禁止命令ノ効力ハ禁止アリタル文書圖畫ト同一內容ヲ有スル一切ノ文書圖畫ニ及フモノトス

第二十條 外國ニ於テ印刷シタル文書圖畫ニシテ安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルトキハ内務大臣ハ其ノ文書圖畫ノ内國ニ於ケル發賣頒布ヲ禁シ其ノ印本ヲ差押フルコトヲ得

第二十一條 軍事ノ機密ニ關スル文書圖畫ハ當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

第二十二條 第三條ノ届出ヲ爲サヌシテ文書圖畫ヲ出版シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

一本條ノ罪ノ判示 (昭和三年(れ)第五四九號)
(同年五月二十二日大審院刑事部判決)

出版法第二十二條ノ罪ヲ判示スルニ當リテハ印刷物カ文書圖畫ナルコトヲ明ニシ其ノ印刷物カ同法第三條ノ適用ヲ受クヘキモノナルコトヲ知ラシムルニ足ル程度ニ於テ內容ヲ示ササルヘカラス

第二十三條 第六條ヲ犯ス者ハ一日以上三月以下ノ「輕禁錮」又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 發行者自己ノ氏名、住所又ハ發行ノ年月日又ハ印刷者ノ氏名、住所又ハ印刷ノ年月日

ヲ其ノ發行スル文書圖畫ニ記載セス其ノ之ヲ記載スルモ實ヲ以テセサル者ハ二圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

一 本條ニ於ケル發行人印刷人ノ氏名

(昭和四年(れ)第一七一號)
(同年四月三十日大審院刑事部判決)

出版法第二十四條ニ發行人印刷人ノ氏名トハ發行又ハ印刷ヲ爲ス自然人ノ氏名ヲ謂フモノトス
第二十五條 印刷者自己ノ氏名、住所又ハ印刷ノ年月日ヲ其ノ印刷スル所ノ文書圖畫ニ記載セス若ハ之ヲ記載スルモ實ヲ以テセサル者ハ罰前條ニ同シ
住所ト印刷所ト同シカラサルトキ及印刷所ニシテ營業上慣行ノ名稱アルトキ印刷所及名稱ヲ記載セサル者亦前項ニ同シ

第二十六條 政體ヲ變壞シ國憲ヲ紊亂セムトスル文書圖畫ヲ出版シタルトキハ著作者、發行者、印刷者ヲ二月以上二年以下ノ「輕禁錮」ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二十七條 風俗ヲ壞亂スル文書圖畫ヲ出版シタルトキハ著作者、發行者ヲ十一日以上六月以下ノ「輕禁錮」又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 風俗ヲ壞亂スル文書ノ意義

(大正十一年(れ)第二一三八號)
(同年十二月十四日大審院刑事部判決)

文書カ風俗ヲ壞亂スルモノナリヤ否ハ現時ニ於ケル社會ノ普通觀念ヲ標準トシテ之ヲ決スヘキモノニシテ苟モ客觀的ニ風俗ヲ壞亂スルモノニ該當スル文書ヲ著作發行スル以上ハ其ノ創作ナルト翻譯ナルト又其ノ主旨性慾ニ關スル知識ヲ普及シ弊害ヲ除カントスルニ在ルト否トヲ問ハス出版法第二十七條ノ制裁ヲ免ルルヲ得サルモノトス

二 本條ト刑法第一百七十五條

(大正四年(れ)第二二八九號)
(同年十一月六日大審院刑事部判決)

風俗ヲ壞亂スル文書圖畫ヲ自ラ印刷シテ發賣頒布又ハ所持スル所爲ハ出版法第二十七條ニ依リ處斷スヘク刑法第百七十五條ヲ適用スヘキモノニ非ス

三 本條違反罪ノ從犯

(大正三年(れ)第二三九四號)
(同年十一月四日大審院刑事部判決)

出版法第二十七條ハ風俗ヲ壞亂スル文書圖畫ノ印刷者ヲ處罰セスト雖モ其ノ印刷者ニシテ他人カ同文圖畫ヲ出版スルノ情ヲ知リ乍ラ其ノ犯行ヲ容易ナラシメタルモノナル時ハ同條違反ノ幫助罪トシテ刑法從犯ノ規定ニ從ヒ處分セラルヘキモノトス

四 出版ト公然性

(明治四十一年(れ)第三八一號)
(同年五月十二日大審院刑事部判決)

出版法第二十七條及第二十八條第二項ニ規定セル犯罪ハ必シモ公然ノ所爲タルコトヲ要セス

五 印刷ト賣却 (明治四十一年(れ)第三八一號)
(同年五月十二日大審院刑事部判決)

苟モ販賣ノ目的ヲ以テ圖畫ヲ印刷シ之ヲ他人ニ賣却シタル以上ハ唯一人ニ賣却シタル時ト雖モ尙ホ之ヲ發賣ト謂ハサルヘカラス

六 所謂風俗壞亂ノ意義 (昭和七年(れ)第七六四號)
(同年八月六日大審院刑事部判決)

人ノ性交ニ關スル狀態ヲ露骨ニ叙述シタルモノハ一般讀者ヲシテ情慾ヲ連想セシメ一見羞恥厭惡ノ感ヲ惹起セシムルモノナレハ出版法第二十七條ニ所謂風俗ヲ壞亂スル文書ニ該當スルモノト謂ハサルヘカラス而シテ風俗ヲ壞亂スル文書ハ必スシモ猥褻ノ文書ニ限ラスト雖猥褻ノ文書ハ必ス風俗ヲ壞亂スル文書ト謂ヒ得ヘシ原判示ニ依レハ被告人カ男女性交ノ狀ヲ描寫シタル文書ヲ編纂シテ之ヲ發行シタルコトヲ認定シタルモノニシテ現時ニ於ケル社會ノ通念ヲ標準トシテ之ヲ觀レハ右判示ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認メタル趣旨ナレハ原判決ニハ所論ノ如ク判決ニ示スヘキ判断ヲ遺脱シ又ハ判決ニ理由ヲ附セサル違法アルモノト謂フヘカラス

假令同一人カ著作者ト發行者トヲ兼ネテ出版法第二十七條ニ違犯シタルト雖恰モ別人人カ著作者及發行者トシテ叙上ノ規定ニ違犯シタル場合ト均シク各別ノ犯罪成立スヘキヲ以テ同法第三十二條ニ依リ其ノ刑ヲ併科スヘキモノトス蓋シ著作者トシテ同條違犯ノ行爲ヲ爲スト其ノ發行者トシテ同條違犯ノ行爲ヲ爲ストハ

各別箇ノ行爲ナルヲ以テ同一人カ各別ニ犯スコトヲ得ヘケレハナリ

第二十八條

第十六條第十七條第十八條第二十一條ニ觸ル文書圖畫ヲ出版シタルトキハ著作者、發行者ヲ十一日以上一年以下ノ「輕禁錮」又八十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條第二十條ニ依リ發賣頒布ヲ禁セラレタル文書圖畫ヲ發賣頒布シタル者罰前項ニ同シ其ノ未タ發賣頒布セサル文書圖畫ハ之ヲ沒收ス

一 本條第二項ノ罪ノ成立及其ノ罪質 (大正四年(れ)第八二〇號)
(同年五月七日大審院刑事部判決)

出版法第二十八條第二項ノ罪ハ發賣頒布ノ禁止處分カ一定ノ行政手續ニ依リテ外部ニ發表セラレタル以上ハ出版者ニ對シ特ニ其ノ旨ノ通達ナキモ出版者ニ於テ禁止セラレタル事實ヲ認識シテ禁止ニ係ル文書圖畫ヲ發賣頒布スルニ因リ成立スルモノトス

發賣頒布ヲ禁止セラレタル多數ノ出版物ヲ意思繼續シテ長時日ニ亘リ數十回ニ販賣シタル所爲ハ出版法第二十八條第二項ノ單一罪ヲ構成スルモノニシテ連續犯ヲ構成スルモノニ非ス

第二十九條 第二十六條第二十七條第二十八條ノ場合ニ於テ刻版及印本ハ檢事ニ於テ假ニ之ヲ差押フルコトヲ得

第三十條 前條ノ差押ヲ爲ストキハ製本ノ體裁ニヨリ其ノ差押フヘキ部分ト他ノ部分ト分割シ得ルニ於テハ之ヲ分割スルコトアルヘシ

第三十一條 文書圖畫ヲ出版シ因テ誹謗ノ訴ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ私行ニ涉ルモノヲ除クノ外裁判所ニ於テ專ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ被告人ニ事實ノ證明ヲ許スコトヲ得若之ヲ證明シタルトキハ其ノ罪ヲ免ス損害賠償ノ訴ヲ受ケタルトキモ亦同シ

一 所謂私行ノ意義 (昭和七年(れ)第六二〇號)

(同年六月二十八日大審院刑事部判決)

新聞紙法第四十五條ニ所謂私行トハ人ノ私生活關係ニ於ケル行動ヲ汎稱スルコトハ本院ノ夙ニ判例(大正十二年(れ)第一四九七號事件同年十二月十四日宣告)トスルトコロニシテ出版法第三十一條ニ所謂私行ノ意義亦右ト異ナルトコロナク等シク人ノ私生活關係ニ於ケル一切ノ行動ヲ指稱シ其ノ行動力個人又ハ公衆ノ利害ニ影響ヲ及ホスヘキ場合ナルト否トハ之ヲ問ハサルモノトス從テ家屋ノ賃貸人カ世間不況ノ際家賃ヲ増額シ又ハ敷金造作代ヲ踏倒スカ如キ行動ハ他人ノ利害ニ影響ヲ及ホスヘシト雖私行タルコト勿論ナリ

二 出版物及演説ニ依ル名譽毀損罪ト事實證明 (昭和九年(れ)第一六二五號)

(同年二月二十一日大審院刑事部判決)

公然事實ヲ揭示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其ノ事實ノ有無ヲ問ハス名譽毀損罪ヲ構成スヘキコト勿論ニ

シテ其ノ方法ノ言語ニ依ルト文書圖畫又ハ新聞紙ニ依ルトニ付異ルトコロナシ只出版法第三十一條新聞紙法第四十五條ハ文書圖畫又ハ新聞紙ニ依リテ事實ヲ揭示シタル場合ニ限リ該事實カ私行ニ涉ラスシテ裁判所ニ於テ專ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ被告人ニ事實ノ證明ヲ許シ之ヲ證明シタトキハ罰セサル旨ヲ規定スルモ縱令私行ニ涉ラサル事實ト雖裁判所ニ於テ專ラ公益ノ爲ニスルモノト認メタル場合ニ非サレハ右法條ヲ適用スヘキニ非ス

第三十二條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ「自首減輕、再犯加重、數罪俱發」ノ例ヲ用キス

第三十三條

此ノ法律ニ關スル公訴ノ時效ハ一年ヲ経過スルニ因テ成就ス

第三十四條

此ノ法律ニ依リ出版スル雑誌ニシテ其ノ記載ノ事項第二條ノ範圍外ニ涉ルトキハ内務大臣ハ此ノ法律ニ依リテ出版スルコトヲ差止ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ一箇年ヲ經ルニ非サレハ更ニ此ノ法律ニ依リ出版スルコトヲ得ス

第三十五條

文書圖畫ヲ印刷スルトキハ直ニ發賣頒布セスト雖其ノ目的發賣頒布ニ在ルモノハ總テレタルモノニ之ヲ準用ス但シ著作者トアルハ吹込者トス此ノ法律ニ依ル

第三十六條

本法ハ發賣頒布ノ目的ヲ以テ音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ音ノ寫調セラ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則 (昭和九年法律第四十七號)

昭和九年法律第四十七號ハ昭和九年八月ヨリ之ヲ施行ス

附 則

新 聞 紙 法 (明治四十二年五月六日)

(法律第四十一號)

第一條 本法ニ於テ新聞紙ト稱スルハ一定ノ題號ヲ用キ時期ヲ定メ又ハ六箇月以内ノ期間ニ於テ時期ヲ定メシテ發行スル著作物及定時期以外ニ本著作物ト同一題號ヲ用キテ臨時發行スル著作物ヲ謂フ

同一題號ノ新聞紙ヲ他ノ地方ニ於テ發行スルトキハ各別種ノ新聞紙ト看做ス

一 新聞紙ノ意義

(大正九年(れ)第一二一二號)
同年七月五日大審院刑事部判決)

新聞紙ト稱スルハ一定ノ題號ヲ用ヒ時期ヲ定メ又ハ六ヶ月以内ノ期間ニ於テ時期ヲ定メシテ發行スル著作物及定期以外ニ本著作物ト同一題號ヲ用ヒテ臨時發行スル著作物ヲ謂フモノナレハ苟モ著作物ニシテ此ノ條件ノ下ニ發行セラルモノナルニ於テハ之ヲ新聞紙法ニ所謂新聞紙ト稱スヘキハ勿論ニシテ此ノ種ノ著作物中專ラ學術技藝統計廣告ノ類ヲ記載スル雑誌ニ付テハ例外トシテ出版法第二條ニ從ヒ之ヲ發行スルヲ得ルモノトス

二 発行ノ意義 (大正八年(れ)第一五〇九號)
(同年八月三十日大審院刑事部判決)

新聞紙法ニ所謂發行トハ新聞紙ヲ發賣又ハ頒布スル行爲ヲ謂フモノトス
 苛モ新聞紙ヲ發賣ノ狀態ニ置キタル以上ハ未タ一般購讀者ニ到達セサルモ發賣行爲アリタリト謂フヲ妨ケ
 サルモノトス

新聞紙ヲ販賣店ニ送達シタルトキハ勿論豫約購讀者ニ宛テ之ヲ郵便ニ付シタル以上ハ未タ其ノ者ニ到達セ
 サルモ發賣ノ狀態ニ置キタルモノニ外ナラサレハ新聞紙ヲ發賣即發行シタルモノト謂ハサル可カラス
 新聞紙ヲ販賣店ニ送達シタルトキハ勿論豫約購讀者ニ宛テ之ヲ郵便ニ付シタル以上ハ未タ其ノ者ニ到達セ
 サルモ發賣ノ狀態ニ置キタルモノニ外ナラサレハ新聞紙ヲ發賣即發行シタルモノト謂ハサル可カラス

三 著作物ノ意義 (明治四十三年(れ)第二五九九號)
(同四年二月九日大審院刑事部判決)

新聞紙法ニ所謂著作物トハ著作者ノ思索考量ニ依リ案出シタル著述ノミヲ指示セルモノニ非スシテ時事其
 他ノ報導ヲモ包含スルモノトス

四 本著作物ト同一題號ヲ用キテ臨時發行スル著作物ノ意義 (昭和二年(れ)第八二五號)
(同年十一月十四日大審院刑事部判決)

新聞紙法第一條ニ所謂本著作物ト同一題號ヲ用キテ臨時發行スル著作物タルニハ本著作物ノ發行者ニ依リ
 テ發行セラルコトヲ要スルモノトス

決定理由

新聞紙法第一條ニ所謂定期以外ニ本著作物ト同一題號ヲ用キテ臨時發行スル著作物タルニハ本著作物ト
 同一ノ發行者ニ依リテ發行セラル著作物ナルコトヲ要シ本著作物ノ發行者以外ノ者ニ於テ本著作物ト同
 一題號ヲ濫用シテ發行スル著作物ノ如キハ之ニ該當セサルモノト解スルヲ相當トスルヲ以テ縱令原判示印
 刷物ニシテ原判示新聞紙ノ附錄ナル名稱ノ下ニ發行セラレタリトノ一事アレハトテ之ニ依リ直チニ該印刷
 物ヲ以テ新聞紙法第一條ニ所謂定期以外ニ本著作物ト同一題號ヲ用キテ臨時發行スル著作物ニ該當スルモノ
 ト爲スヲ得ス之ニ該當スルモノト爲サンニハ必スヤ當該印刷物カ右新聞紙ト其ノ發行者ヲ同シウスル事實
 ヲ確定スルコトヲ要スルヤ勿論ナリ

五 新聞紙ニ定期又ハ不定期ニ發行スヘキ表示ノ要否 (昭和八年(れ)第三一五號)
(同年五月十七日大審院刑事部判決)

新聞紙法第一條ニ新聞紙ト稱スルハ一定ノ題號ヲ用キ時期ヲ定メ又ハ六月以内ノ期間ニ於テ時期ヲ定メス
 シテ發行スル著作物及定期以外ニ本著作物ト同一題號ヲ用キテ臨時發行スル著作物ヲ謂フト規定スルヲ以
 テ苟モ著作物トシテ此ノ條件ノ下ニ發行セラルモノナルニ於テハ新聞紙法ニ所謂新聞紙ト稱スヘキハ勿
 論ニシテ此ノ種ノ著作物タル以上定期若クハ不定期ニ發行スヘキモノタルノ表示アルト否トヨ問ハサルモ
 ノトス

第二條 左ニ掲クル者ハ新聞紙ノ發行人又ハ編輯人タルコトヲ得ス

- 一 本法ヲ施行スル帝國領土内ニ居住セサル者
- 二 陸海軍軍人ニシテ現役若ハ召集中ノ者
- 三 未成年者、禁治產者及準禁治產者
- 四 懲役又ハ禁錮ノ刑ノ執行中又ハ執行猶豫中ノ者
- 五 印刷所ハ本法ヲ施行スル帝國領土外ニ之ヲ設クルコトヲ得ス
- 六 新聞紙ノ發行人ハ左ノ事項ヲ内務大臣ニ届出ツヘシ
- 七 題號

- 一 揭載事項ノ種類
- 二 時事ニ關スル事項ノ掲載ノ有無
- 三 四 發行ノ時期若時期ヲ定メサルトキハ其ノ旨
- 五 第一回發行ノ年月日
- 六 發行所及印刷所
- 七 持主ノ氏名、若法人ナルトキハ其ノ名稱及代表者ノ氏名
- 八 發行人、編輯人及印刷人ノ氏名年齢但シ編輯人二人以上アルトキハ其ノ主トシテ編輯事務

ヲ擔當スル者ノ氏名年齢

前項ノ届出ハ持主又ハ其ノ法定代理人ノ連署シタル書面ヲ以テシ第一回發行ノ日ヨリ十日以前ニ
管轄地方官廳ニ差出スヘシ

一 印刷人ノ意義 (大正十五年(れ)一五一四號)

(同年十一月十日大審院刑事部判決)

- 新聞紙法ニ所謂印刷人タルニハ新聞紙ノ印刷ヲ擔當スルヲ以テ足リ自ラ印刷ノ機械的作業ヲ行フヲ要セス
- 第五條** 前條第一項第一號乃至第三號ノ事項ノ變更ハ變更ノ日ヨリ十日以前ニ第四號若ハ第六號ノ
事項又ハ持主、編輯人、印刷人ノ變更ハ變更前又ハ變更後七日以内ニ前條ノ手續ニ依リ發行人ヨ
リ之ヲ内務大臣ニ届出ツヘシ但シ持主變更ノ届出ニハ死亡ニ因ル場合ノ外新舊持主又ハ其ノ法定
代理人ノ連署ヲ要ス
- 第六條** 死亡シ又ハ第二條ニ該當スルニ至リタル發行人ノ權利及義務ヲ承繼シタル發行人ハ其ノ發
行人ト爲リタル日ヨリ七日以内ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ
- 前項ノ場合ノ外發行人ノ變更ハ變更ノ日ヨリ十日以内ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第七條** 新聞紙ハ届出ヲ爲シタル發行時期又ハ發行休止ノ日ヨリ起算シテ百日間、三回發行ノ期間

ヲ通シテ百日ヲ超ユル新聞紙ニ在リテハ三回發行ノ期間之ヲ發行セサルトキハ其ノ發行ヲ廢止シタルモノト看做ス

第八條 發行人若ハ編輯人死亡シ又ハ第二條ニ該當スルニ至リ後任ノ發行人若ハ編輯人ヲ定メサル間又ハ發行人若ハ編輯人一箇月以上本法ヲ施行スル帝國領土外ニ旅行スル場合ニ於テハ假發行人若ハ假編輯人ヲ設クルニ非サレハ新聞紙ノ發行ヲ爲スコトヲ得ス
發行人及編輯人ニ關スル本法ノ規定ハ假發行人及假編輯人ニ之ヲ準用ス

一 發行人編輯人ノ責任

- (一) 新聞紙ノ發行人編輯人ハ新聞紙ノ記事ニ付絶對的ニ責任ヲ負擔スヘキモノニシテ犯意ナキ場合ニ於テモ新聞紙法ノ制裁ヲ免ルルヲ得サルモノトス (大正二年(れ)第四七〇號)
 - (二) 新聞紙ノ發行人編輯人ノ責任ハ絶對的ノモノナルヲ以テ新聞紙法第九條ノ規定ニ依リ別ニ責任ヲ負擔スル者アル場合ト雖モ前者ノ責任ニ影響ヲ及ホス事ナシ (大正四年(れ)第三〇八七號)
- 二 新聞紙ノ記事ニ署名シタル者ト其ノ責任 (大正二年(れ)第四七〇號)
- 同年六月二十四日大審院刑事部判決

新聞紙ノ記事ニ署名シタル者ハ其ノ記事カ新聞紙ニ掲載セラルコトヲ知ル以上ハ其ノ記事ノ意義ヲ認識セスト雖モ新聞紙法ノ制裁ヲ免ルルコトヲ得サルモノトス

四 寄書ノ性質 (大正四年(れ)一九一三號)

(同年九月二十三日大審院刑事部判決)

新聞紙ニ掲載セル他人ノ寄書又ハ廣告ハ寄書家又ハ廣告依頼者ノ作成ニ係ル私文書ニシテ編輯人又ハ發行人ノ作成セル文書ニ非ス

四 本著作物ノ題號ト異ル號外ノ性質 (大正八年(れ)第九二一號)

(同年五月二十九日大審院刑事部判決)

刊行ニ係ル著作物カ新聞紙ノ號外トシテ發行セラレタルモノナリヤ否ハ裁判所カ其ノ職權ニ依リ定ムヘキ事實問題ナリトス

第九條 編輯人ノ責任ニ關スル本法ノ規定ハ左ニ掲クル者ニ之ヲ準用ス

- 一 編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者
- 二 揭載ノ事項ニ署名シタル者
- 三 正誤書、辯駁書ノ事項ニ付テハ其ノ掲載ヲ請求シタル者

一 形式上ノ資格者以外ニ實質上罰責ヲ負フヘキ者ノ範囲 (大正七年(れ)第二四九七號)

(同八年二月大審院刑事部判決)

名義上ノ發行人編輯人印刷人以外ニ新聞紙法ニ依ル罪ノ刑ヲ負フヘキモノハ同法第九條ニ列舉セル者ニ限
定スルノ旨趣ナリト解スルヲ相當トス

二 名譽毀損罪ト刑責負擔者 (大正六年(れ)第三五一九號)

新聞紙ニ依リ名譽毀損罪ヲ犯シタル場合ニ何人カ刑責負擔者ナリヤハ刑法ニ依リ定ムヘキモノニシテ編輯
人發行人又ハ新聞紙法第九條記載ノ者タルト否トヲ問ハサルモノトス

三 編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者ノ意義 (大正三年(れ)第一八九七號)

新聞紙法第九條第一號ニ所謂編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者トハ新聞紙ニ編輯人トシテ氏名ヲ
表示セル者以外ニ於テ現實ニ編輯事務ヲ擔當スル者ヲ指稱シ其ノ擔當力新聞紙ノ全體ニ亘ルト其ノ一部ニ
局ルトヲ區別スルコトナシ

四 揭載ノ事項ニ署名シタル者ノ意義 (大正四年(れ)第一九四號)

本條第二號ノ法意ハ單ニ署名者ハ新聞紙法上編輯人ト同様ノ責任ヲ負擔セシムルニ止リ署名者ヲシテ編輯
人ノ地位ニ代リ其ノ全部ノ責任ヲ負擔セシムル旨趣ニ非ス

五 本條ト刑法第六十五條第一項トノ關係 (大正五年(れ)第一七五四號)

(同年九月三十日大審院刑事部判決)

(一) 新聞紙ノ編輯人又ハ發行人タル資格ヲ有セサル者ニ對シ新聞紙法第四十一條ヲ適用スルニハ先ツ同
法第九條ノ規定ヲ適用セサルヘカラス

(二) 實際ノ編輯擔當者カ新聞紙法違反事件ニ付刑責ニ任スルハ同法第九條ノ規定ニ依ルモノナレハ刑法
第六十五條第一項ヲ適用ス可キ限ニ在ラス

六 本條第二號ノ適用範圍 (大正八年(れ)第二九二九號)

(同年二月二十五日大審院刑事部判決)

新聞紙法第九條第一號ノ適用ヲ受クヘキ場合ニハ假令實際ノ編輯擔當者カ其ノ記事ニ署名シタル事實アリ
トスルモ單ニ同法第一號ノ適用ヲ受クルニ止マリ其ノ他ニ第二號ノ適用ヲ受クルニ至ラサルモノトス

第十條 新聞紙ニハ發行人、編輯人、印刷人ノ氏名及發行所ヲ掲載スヘシ

一 本條ノ法意 (大正七年(れ)第一四〇二號)

(同年六月六日大審院刑事部判決)

新聞紙法第十條ハ新聞紙ニ單ニ發行人編輯人印刷人ノ資格アル者ノ氏名ノミヲ示スヲ以テ足レリトスル旨
趣ニ非スシテ是等ノ各資格ヲ表スヘキ文字ト其ノ氏名トヲ併セテ記スコトヲ要求スル法意ナリトス

二 本條違反ノ罪律 (大正七年(れ)第一四三八號)

同一人ニ於テ發行人ト編輯人トヲ兼ヌルノ故ヲ以テ發行人ト編輯人トヲ處罰スヘキ法條(新聞紙法第十條)

第三十三條ニ該當スル犯罪ヲ爲シタル場合ニ之ヲ一罪トシテ單一ナル刑ヲ科スヘキモノニ非ス

第十一條 新聞紙ハ發行ト同時ニ内務省ニ二部、管轄地方官廳、地方裁判所檢事局及區裁判所檢事局ニ各一部ヲ納ムヘシ

第十二條 時事ニ關スル事項ヲ掲載スル新聞紙ハ管轄地方官廳ニ保證トシテ左ノ金額ヲ納ムルニ非サレハ之ヲ發行スルコトヲ得ス

一 東京市、大阪市及其ノ市外三里以内ノ地ニ於テハ二千圓

二 人口七萬以上ノ市又ハ區及其ノ市又ハ區外一里以内ノ地ニ於テハ一千圓

三 其ノ他ノ地方ニ於テハ五百圓

前項ノ金額ハ一箇月三回以下發行スルモノニ在リテハ其ノ半額トス
保證金ハ命令ヲ以テ定ムル種類ノ有價證券ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

一本條違反ト其ノ責任者 (明治四十三年(れ)第二五九九號)

(同四十四年二月九日大審院刑事部判決)

法人タル會社ハ新聞紙ノ印刷人又ハ發行人ト爲ル事ヲ得ス故ニ會社ノ法定代理人タル業務執行者カ新聞紙法第十二條ニ違反シテ新聞紙ヲ印刷發行シタル時ハ業務執行者一己ノ行爲トシテ之ヲ處罰スヘキモノトス

二 「時事ニ關スル事項」ノ意義

(一) (大正六年(れ)第六一一號)

(同四年四月九日大審院刑事部判決)

新聞紙法第十二條ニ所謂時事ニ關スル事項トハ汎ク現時ニ於ケル社會上ノ出來事ニ關スル事項ヲ指稱ス

ルモノニシテ新聞紙發行當日又ハ一日前ノ出來事タルヲ要セサルモノトス

(二) (大正十一年(れ)第一九七九號)

(同十二年一月二十四日大審院刑事部判決)

新聞紙法ニ所謂時事トハ現時ニ於ケル社會上ノ出來事ヲ稱スルモノニシテ其ノ公知ノ事實ナルト否トヲ區別スルコトナシ

(三) (大正十三年(れ)第二三〇二號)

(同十四年二月二十六日大審院刑事部判決)

新聞紙ニ掲載セラレタル記事カ時事ニ關スル事項ナリヤ否ハ記事ノ全體ニ亘リ其ノ記述ノ目的トシタル事項ヲ標準トシテ之ヲ判別スヘキモノトス

第十三條 保證金ニ對スル權利及義務ハ發行人變更ノ場合ニ於テ後任發行人之ヲ承繼スルモノトス

第十四條 保證金ハ發行ヲ廢止シタルトキニ非サレハ其ノ還付ヲ請求シ又ハ其ノ債權ヲ讓渡スルコトヲ得ス但シ國稅徵收法及之ヲ準用スル法令ヲ適用シ又ハ名譽ニ對スル罪ニ因ル損害賠償ノ判決ヲ執行スルハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 保證金ヲ納ムル新聞紙ニ關シ發行人又ハ編輯人罰金又ハ刑事訴訟費用ノ言渡確定ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ完納セサルトキハ檢事ハ保證金ノ全部又ハ一部ヲ之ニ充ツルコトヲ得

第十六條 保證金ハ其ノ關額ヲ生シタル場合ニ於テ之ヲ填補スルニ非サレハ其ノ新聞紙ヲ發行スルコトヲ得ス但シ關額ヲ生シタル日ヨリ七日以内ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 新聞紙ニ掲載シタル事項ノ錯誤ニ付其ノ事項ニ關スル本人又ハ直接關係者ヨリ正誤又ハ正誤書、辯駁書ノ掲載ヲ請求シタルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル後次回又ハ第三回ノ發行ニ於テ正誤ヲ爲シ又ハ正誤書、辯駁書ノ全文ヲ掲載スヘシ

正誤、辯駁ハ原文ト同號ノ活字ヲ用ウヘシ

正誤、辯駁ノ趣旨法令ニ違反スルトキ又ハ請求者ノ氏名住所ヲ明記セサルトキハ之ヲ掲載スルコトヲ要セス

正誤書、辯駁書ノ字數原文ノ字數ヲ超過シタルトキハ其ノ超過ノ字數ニ付發行人ノ定メタル普通

廣告料ト同一ノ料金ヲ要求スルコトヲ得

一 正誤又ハ正誤書辯駁書ヲ掲載スヘキ時期

(明治四十五年(れ)九年一〇號 同年五月三十一日大審院刑事部判決)

新聞紙所載事項ノ錯誤ニ關シ新聞紙法第十七條第一項所定ノ者ヨリ正誤書辯駁書等ノ掲載方請求アリタル場合ニハ之ヲ受ケタル後次回又ハ過クトモ第三回發行ノ新聞紙上ニハ正誤書辯駁書等ノ記事全部ノ掲載ヲ完了スヘク次回又ハ第三回ノ發行ニ於テ之カ掲載ヲ始ムルヲ以テ足レリト爲スヘキモノニ非ス

第十八條 官報又ハ他ノ新聞紙ヨリ抄錄セシ事項ニシテ官報又ハ新聞紙ニ於テ正誤シ又ハ正誤書、辯駁書ヲ掲載シタルトキハ本人又ハ直接關係者ノ請求ナシト雖其ノ官報又ハ新聞紙ヲ得タル後前條ノ例ニ依リ正誤シ又ハ正誤書、辯駁書ヲ掲載スヘシ但シ料金ヲ要求スルコトヲ得ス

第十九條 新聞紙ハ公判ニ付スル以前ニ於テ豫審ノ内容其ノ他檢事ノ差止メタル捜査又ハ豫審中ノ被告事件ニ關スル事項又ハ公開ヲ停メタル訴訟ノ辯論ヲ掲載スルコトヲ得ス

一本條ノ法意

(大正二年(れ)第一〇〇八號 同年七月一日大審院刑事部判決)

新聞紙法第十九條ハ検査上ノ障碍ヲ排除スル目的ニ出テタル取締法規ナルヲ以テ苟モ該目的ニ牴觸ヲ來ス虞アル行爲ヲ爲シタル以上ハ縱令實害ノ生セサルコト明ナルモ尙之ヲ處罰スヘキモノトス

二 本條違反罪成立ノ條件 (大正十二年(れ)第七五九號)

新聞紙法第十九條ノ違反罪ハ新聞紙ノ編輯人カ掲載禁止ノ事項ヲ現ニ發行セル新聞紙ニ掲載スルニ因テ成立スルモノトス

三 本條違反罪ノ構成ト新聞記事ノ内容 (大正八年(れ)第六三號)

新聞記事ノ内容ニシテ新聞紙法第十九條ニ依リ發セラレタル掲載差押命令ノ範圍内ニ屬スル事項ナル以上ハ縱令一般讀者ヲシテ其ノ記事ノ文詞ノミニ依リ直ニ當該被告事件ニ關スルモノナルコトヲ了知セシムルニ足ラサルトキト雖モ之ニ依リ該被告事件ニ利害關係ヲ有スル者ヲシテ其ノ被告事件ニ關スルモノナルコトヲ感得セシムルニ足ルトキハ之ヲ掲載シタル編輯人ノ所爲ハ同條ニ違反シタルモノトス

四 本條違反ノ一罪ト數罪 (大正三年(れ)第二四九一號)

新聞紙法第十九條ニ違反セル行爲カ二回以上ニ及ヒタル場合ニ於テ其ノ差止事項ノ掲載カ編輯人自身又ハ現ニ其ノ編輯掲載ヲ爲ス者ノ單一意思ノ發動ニ基ク反覆行爲ナルト別異ノ發意ニ因ルトニ從ヒ編輯人ハ刑法第五十五條ニ依リ一罪トシテ處斷セラルルト新聞紙法第四十四條ニ據り數罪トシテ其ノ刑ヲ併科セラルトノ區別ヲ生スルモノトス

五 「豫審ノ内容」ノ意義

(一) (明治四十二年(れ)第一九九二號)

(同四十三年二月一日大審院刑事部判決)

新聞紙法第十九條ニ所謂豫審ノ内容トハ豫審中ノ被告事件ノ事實及該事件ニ付豫審判事ノ爲ス處分ヲ指稱シ又ハ豫審中ノ被告事件ニ關スル事項トハ豫審ノ内容ニ非サルモ其ノ被告事件ニ關係ヲ有スル總テノ事項ヲ汎稱セルモノトス

(二) (大正四年(れ)第四〇九號)

(同四年四月二日大審院刑事部判決)

(イ) 新聞紙法第十九條ニ所謂豫審ノ内容トハ豫審ニ繫屬セル被告事件ニ付豫審判事ノ爲ス一切ノ處分及證據蒐集ノ結果ハ勿論審理ノ目的タル被告事件ノ事實ヲモ包含スト解スヘキモノトス

(ロ) (大正四年(れ)第四〇九號)

苟モ豫審ニ付セラレタル被告事件ニ關シ其ノ内容ヲ推知セシメ以テ豫審處分ノ發展ヲ妨碍スルノ虞アル記事ヲ新聞紙上ニ登載スル以上ハ其ノ事實内容カ果シテ公訴事實ニ符合スルト否ト又其ノ記事ノ出處カ當該官署ニ在ルト否トヲ問ハス等シク新聞紙法第十九條ニ於テ掲載ヲ禁止セル豫審ノ内容ニ該當スルモノトス

(三) (大正六年(れ)第一九〇九號) 同年十二月十四日大審院刑事部判決

新聞紙法第十九條ニ所謂豫審ノ内容トハ豫審判事カ豫審繫屬中ノ事件ニ付被告人證人参考人等ヲ訊問シタル場合ニ於ケル其ノ顛末臨檢搜索物件差押若クハ證人参考人鑑定人ノ喚問決定等ニ關スル事項即豫審繫屬以後ニ於ケル豫審判事ノ職務執行ニ伴フ事項ヲ包括指稱スルモノニシテ豫審繫屬前ニ於ケル犯罪事實若クハ事件カ豫審ニ繫屬シタル後ト雖モ豫審判事ノ職務執行ニ隨伴セサル獨立事項ノ如キハ縱シ當該被告人ニ關係アル事實ナリトスルモノ之ヲ新聞紙上ニ記載スルニ於テ何等妨ケアルモノニ非ラス

(四) (大正六年(れ)第二六九三號) 同年二月十九日大審院刑事部判決

新聞紙法第十九條ニ所謂豫審ノ内容ニハ現ニ繫屬セル被告事件ニ付豫審判事ノ爲ス一切ノ處分ヲ包含スルモノナレハ秘密ニ行ハレタルモノナルト公然ニ行ハレタルモノナルトヲ問ハス其ノ處分ニ係ル事實ヲ新聞紙ニ掲載スル行爲ハ當然同條ニ該當シ處罰ヲ免レサルモノトス

六 差止命令ノ性質

(大正二年(れ)第二六二七號) 同三年三月七日大審院刑事部判決

新聞紙法第十九條ニ依ル檢事ノ差止命令ニ違背シ處罰セラルヘキ犯罪ノ主體ハ編輯人ナルヲ以テ該差止命令ハ發行人ニ對スル禁令ニ非スシテ編輯人ニ對スル禁令タルノ性質ヲ有スルモノトス

檢事ノ差止命令ハ編輯人ニ對スルモノナルヲ以テ該命令カ現ニ責任者タル編輯人ニ通達セラレ編輯人之ヲ受領シタル以上ハ之ニ對シテ効力ヲ生スヘキモノニシテ未タ發行人ニ通達セラレサリシヲ理由トシテ其ノ責任ヲ回避スルヲ得ス

七 差止命令ト檢事正ノ權限

(大正二年(れ)第二四〇九號) 同三年二月二日大審院刑事部判決

地方裁判所檢事正ハ其ノ管内ニ於テ發行スル新聞紙ニ對シ記事掲載差止命令ヲ發スルノ職務アルモノニシテ記事ノ内容タルヘキ事項カ其ノ管内ニ屬スルト否トハ問フ所ニ非ス

八 檢事ノ掲載差止命令權

(大正二年(れ)第二四三七號) 同三年二月二日大審院刑事部判決

新聞紙法第十九條及第三十六條ノ規定ハ檢事ニ新聞記事差止命令權アルコトヲ認メタルモノトス

九 檢事力搜查又ハ豫審中ノ被告事件ニ關シ新聞紙ノ掲載發行ヲ差止ムル場合ノ要件

(明治四十三年(れ)第六八七號) 同年五月十二日大審院刑事部判決

新聞紙ノ發行ハ發行人之ヲ爲スモノナレハ檢事カ搜查又ハ豫審中ノ被告事件ニ關シ掲載發行ノ差止ヲ爲スニハ發行人又ハ其ノ代理人ニ之ヲ通達スルニ因リ其ノ效ヲ生スルモノトス

一〇 命差止令通知ニ關スル擬律

(明治四十四年(れ)第一〇七七號) 同年七月六日大審院刑事部判決

新聞紙法第十九條ニ違背スル事項ヲ新聞紙ニ掲載シタル場合ニ於テ検事ハ何人ニ對シ之カ差止ノ通知ヲ爲スヘキヤハ明文ナシト雖新聞紙ノ發行ハ發行人ニ於テ之ヲ爲スノミナラス新聞紙掲載事項ノ種類時事ニ關スル事項ノ有無編輯人ノ氏名年齢等ハ發行人之ヲ届出且編輯人ノ變更等亦發行人ニ於テ之ヲ届出ツヘキモノナルヲ以テ右差止ハ之ヲ發行人又ハ其ノ代理人ニ通知スルニ因リ効力ヲ生スモノト解釋スルヲ正當トス右通知方法ニ關シテハ法律ニ別段ノ規定無キヲ以テ検事ハ如何ナル方法ニ依リ之ヲ爲スモ妨ナシ從テ警察官ヲ經由シテ之ヲ通知スルモ違法ニ非ス

如上ノ方法ニ依ル檢事ノ差止アリタルニ不拘編輯人カ之ヲ掲載シタルトキハ同法第十九條第三十六條ニ該當スル犯罪ヲ構成シ編輯人ニ於テ其ノ差止ヲ認識シタルト否トヲ問フコトナシ
編輯人ニ非スシテ實際編輯ヲ擔當シ檢事ノ差止メタル事項ヲ掲載スルニ於テハ亦編輯人ト同一ニ之ヲ論セサルヘカラス

一 差止命令ノ効力發生時期及其ノ範圍

(一) (大正三年(れ)第一〇四六號)
(同年六月十七日大審院刑事部判決)

新聞紙法第十九條ニ依ル檢事ノ差止命令ハ之ヲ發行人ニ通知スルニ因リテ其ノ效力ヲ生ス

(二) (大正五年(れ)第六二二號)
(同年四月二十四日大審院刑事部判決)

- 二 差止命令ノ効力ノ存續時期**
- (一) (大正二年(れ)第二一七八號)
(同年十二月十五日大審院刑事部判決)
- 新聞紙法第十九條ニ依リ檢事ノ爲ス掲載差止ハ新聞紙ノ發行人ニ對シテ之ヲ告知スヘキモノニシテ發行而シテ差止ノ效力ハ編輯人ニ及フモノトス
- (三) (大正十二年(れ)第七五九號)
(同年六月八日大審院刑事部判決)
- 新聞紙法第十九條ニ依リ檢事ノ爲ス掲載差止ハ新聞紙ノ發行人ニ對シテ之ヲ告知スヘキモノニシテ發行人力其ノ告知ヲ受ケタル以上ハ差止ノ效力ハ直ニ發生シ延テ編輯人ニ及フモノトス

一旦檢事ニ於テ其ノ必要ヲ認メ命令ヲ以テ新聞紙上ニ或事項ノ掲載ヲ差止メタル以上期限若クハ條件ノ存スル場合ハ格別其ノ他ノ場合ニ於テハ更ニ該官憲ニ於テ之カ取消ヲ爲ササル限り該命令ノ効力ハ依然トシテ存在シ事實上搜查ノ目的タリシ犯人ノ死亡シタルト否トハ毫モ其ノ效力ニ影響ヲ及ホスコト無シ

(二) (大正二年(れ)第二四三七號)
(同三年二月二日大審院刑事部判決)

一旦檢事ニ於テ其ノ必要ヲ認メ命令ヲ以テ新聞紙上ニ或事項ノ掲載ヲ差止メタル以上期限若クハ條件ノ存スル場合ハ格別其ノ他ノ場合ニ於テハ之カ取消ヲ爲ササル限り該命令ノ効力ハ依然トシテ存在シ他ノ

官廳ノ行爲如何ハ其ノ效力ニ何等ノ影響ヲ及ホスヘキモノニ非ス

一三 発行人ニ送付セサル差止命令ノ効力 (大正三年(れ)第一〇四六號)

検事ノ差止命令ヲ發行人ニ送付スルコトナク偶々編輯人ニ對シ之ヲ爲シタリトスルモ右ノ命令ニ依リ差止ノ事實ヲ了知スル以上ハ發行人ハ新聞紙法第十九條第三十六條ノ制裁ヲ免レサルモノトス

一四 差止命令ニ抵觸スル行爲 (大正五年(れ)第七三〇號)

特定ノ人カ一定ノ年月日一定ノ場所ニ於テ傷害セラレタル被告事件ニ付其ノ搜查又ハ豫審中檢事ヨリ新聞紙ニ對シ之カ犯罪人又ハ犯罪嫌疑者ヲ推知シ得ヘキ事項ノ掲載ヲ差止メタル場合ニ其ノ新聞ニ掲載シタル犯罪人又ハ犯罪嫌疑者ノ記事カ右被害事實ヲ知リタルモノニ在リテハ容易ニ當該被告事件ニ關スルモノナルコトヲ察シ得ル以上其ノ行爲ハ差止命令ニ抵觸シタルモノト云ハサルヲ得ス

一五 差止命令ニ所謂證人参考人ノ意義 (明治四十三年(れ)第一〇五一號)

新聞紙法第十九條ニ依ル差止命令ニ所謂證人参考人トナルヘキモノニハ證人又ハ参考人トシテ既ニ裁判所ノ呼出ヲ受ケタルモノハ勿論未タ其ノ呼出ヲ受ケタルモ當該刑事被告事件ニ付證人又ハ参考人ト爲ルヘキ關係アル者ヲモ包含ス

一六 豫審中ノ被告事件ノ意義

(一) (明治四十三年(れ)第八一四號)

(同年六月二十一日大審院刑事部判決)

新聞紙條例第十六條及ヒ新聞紙法第十九條ハ現ニ豫審繫屬中ノ被告事件ノ内容ニ關スル事項ニ付テハ實際豫審判事ニ於テ之カ取調ヲ爲シ若クハ處分ヲ爲シタルモノナルト否トヲ問ハス當該事件ノ性質上其ノ豫審ノ内容ヲ成スヘキ事項ニ關スル記事ノ一切ヲ舉ケテ新聞紙上ニ掲載スルコトヲ許ササルノ法意ナリトス

(二) (大正十二年(れ)第七五九號)

(同年六月八日大審院刑事部判決)

新聞紙法第十九條ニ所謂豫審中ノ被告事件トハ豫審ニ繫屬スル被告事件ノ義ニシテ事件ニ付未タ豫審處分ニ着手セサル以前ト雖モ既ニ豫審ニ繫屬スル以上ハ之ヲ豫審中ノ被告事件ト云フニ妨ケナキモノトスミナラス其ノ辯論ノ進行ニ關スル一切ノ事項ヲモ新聞紙ニ掲載スル事ヲ許サス而シテ受訴裁判所以外ノ者ノ意見ニ於テ斯ノ如キ虞ナキモノト認ムルト否トハ右公開停止ノ效力ヲ左右スルモノニ非ス

一八 犯人ノ死亡又ハ大赦ト掲載差止ノ効力 (大正二年(れ)第二三二二號)
(同三年一月十日大審院刑事部判決)

犯人ノ死亡又ハ大赦ノ如キ公訴權消滅ノ原因タル事實發生スルモ之カ爲メニ犯罪人又ハ犯罪嫌疑者ノ氏名其ノ他ニ關スル事項及是等ヲ推知シ得ヘキ事項ノ掲載ヲ差止メタル場合ニ於テ是等ノ者カ死亡若クハ大赦アリタル時ト雖モ其ノ者ヲ指シテ犯罪人又ハ犯罪嫌疑者ト呼フニ妨ケ無シ

一九 檢事ノ記事差止事項ト差止ノ範囲 (昭和八年(れ)第一二二一號)
(同年十一月二日大審院刑事部判決)

新聞紙ハ公判ニ付スル以前ニ於テ検事ノ差止メタル捜査ニ關スル事項ヲ掲載スルヲ得サルコトハ新聞紙法第十九條ノ定ムル所ナリ而シテ検事カ右ニ關スル記事ヲ差止ムルニ當リテハ其ノ差止ムル事項ヲ具體的ニ指示シ如何ナル事項ニ付差止アリタリヤヲ被差止者ニ知ラシムルヲ要ス而シテ被告人ノ受取リタル本件差止通知書ニハ差止事項ノ一トシテ昭和七年十月三十日檢舉ニ着手シタル日本共產黨及日本共產青年同盟ニ關スル治安維持法違反事件ニ關スル一切ノ事項ナル記載アルコトハ原判決認定事實ニ徵シ明白ニシテ該記載万法ハ如何ナル事項ニ付差止アリタリヤヲ知リ得ル程度ノ具體的記載タルニ於テ缺クル所ナシ從テ該事件ニ關係アル一切ノ事項ハ之ヲ新聞紙ニ掲載スルヲ得サルモノトス尤モ差止事項ハ出來得ル限り詳細明確ニ記載シ其ノ差止ノ範圍ヲ一見明瞭ナラシムルコトハ固ヨリ最良ノ方法ナリト雖事件ノ性質ニ依リ就中本

件ノ如キ結社ニ基礎ヲ置クモノニアリテハ其ノ關係スル所容易ニ豫測シ得ヘカラサルカ故ニ之カ捜査ニ關スル記事ヲ差止ムルニ當リテハ前記ノ如キ記載方法ニ依ルノ外ナク而カモスクノ如キハ差止事項ノ記載方法トシテ缺クルモノニ非サレハ該差止通知書ハ所論ノ如ク法律上無效ノモノニ非サルナリ

第二十條 新聞紙ハ官署、公署又ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ニ於テ公ニセサル文書又ハ公開セサル會議ノ議事ヲ許可ヲ受ケシテ掲載スルコトヲ得ス請願書又ハ訴願書ニシテ公ニセラレサルモノ亦同シ

一 公ニセサル文書ノ意義 (大正十五年(れ)第一一八號)
(同年六月十八日大審院刑事部判決)

新聞紙法第二十條ニ所謂官署ニ於テ公ニセサル文書トハ之カ掲載ニ關シ當該官署ニ許否ノ權能ノ有無ヲ問ハス法令ヲ以テ公ニスルコトヲ禁止スル一切ノ文書ヲ汎稱スルモノトス

二 公ニセサル文書ノ範囲 (大正三年(れ)第一八九七號)
(同年九月二十五日大審院刑事部判決)

個人ノ作成ニカル文書ト雖モ官署ノ保管ニ係ル以上ハ新聞紙法第二十條ニ所謂文書ニ屬スト解スヘキモノトス

三 不法ニセラレタル公文書ト其ノ秘密性 (大正三年(れ)第一五六四號)
(同年六月三日大審院刑事部判決)

苟モ公務所ニ於テ公ニセサル文書ナル以上ハ新聞紙若クハ出版物ノ記事其ノ他當該公務所ノ意思ニ反スル事由ニ因リテ一度世人ニ知ラレタリトスルモノ之ニ依リテ直ニ其文書ノ秘密性ヲ失ハシメ得ヘキモノニ非ス

四 揭載ノ程度

(大正八年(れ)第三七號)

新聞紙法第二十條ニ所謂公ニセラレサル請願書ヲ新聞紙ニ掲載ストハ必シモ請願書其ノ儘新聞紙ニ掲載スルコトヲ謂フモノニ非シテ如何ナル旨趣ノ請願書ナルヤヲ知リ得ヘキ程度ニ於テ掲載シタルトキハ同條ノ違反罪ヲ構成スルモノトス

五 刑事訴訟法第五十五條ノ書類ト本條違反罪ノ成立

(大正十五年(れ)第一一八號)

新聞紙法第五十五條所定ノ公ニスルコトヲ得サル訴訟書類ノ掲載ニ關シ司法官署ノ許可ヲ受ケサルコトハ新聞紙法第二十條ノ違反罪ノ成立要件ヲナスモノニ非ス

六 辯護士ニ對スル懲戒裁判開始申立書及同開始決定書ト本條

(昭和八年(れ)第一三四號)

辯護士法ハ其ノ第三十四條ニ於テ懲戒處分ニ付テハ判事懲戒法ノ規定ヲ準用スル旨規定シ判事懲戒法ハ其ノ第三十條ニ於テ辯論ハ之ヲ公行セサル旨規定スルニ依リテ之ヲ觀レハ辯護士ニ對スル懲戒裁判開始決定申立書並懲戒裁判開始決定書ハ公ニスヘカラサルモノニシテ新聞紙法第二十條ニ所謂官署ニ於テ公ニセサ

第二十一條 新聞紙ハ犯罪ヲ煽動若ハ曲庇シ又ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ賞恤若ハ救護シ又ハ刑事被告人ヲ陷害スルノ事項ヲ掲載スルコトヲ得ス

一 犯罪ヲ煽動シタル事項ヲ掲載スル罪ノ成立

(大正三年(れ)第三三一〇號)

新聞紙法第二十一條第三十七條ニ依ル犯罪ヲ煽動スル事項ヲ掲載スル罪ノ成立スルニハ犯罪ヲ煽動スル趣意ナリト認ムヘキ記事ヲ故意ニ掲載スルヲ以テ足リ必シモ該記事カ犯罪ヲ煽動スルモノナルコトヲ認識シ居タルコトヲ必要トスルモノニ非ス

二 新聞記事カ犯罪ヲ煽動スルモノナリヤ否ヤノ標準

(大正七年(れ)第二八二四號)

新聞紙ニ掲載スル事項カ新聞紙法第二十一條ノ犯罪ヲ煽動スルモノニ該當スルヤ否ヤヲ決スルニハ其ノ新

新聞紙ニ掲載スル記事自體カ如上ノ煽動性ヲ有スルヤ否ヤヲ標準トシテ定ムヘキモノニテ原判決ノ判示事實ニ依レハ被告ノ編輯人タル日刊新聞岩手日報ノ大正七年六月四日發行ノ紙上第三面ニ掲タル最後ノ黃白戰力勝敗ノ決スル分水嶺言論ハ附景氣サト題シタル記事ノ内容ハ洵ニ論旨ニ於テ別段摘示スル所ノ如シ之ヲ通覽スレハ其ノ記事ハ選舉ノ時カ農務繁忙ノ期ニ際シ且選舉ノ期日モ切迫セルヲ以テ最後ノ勝利ヲ得ルニハ金錢ヲ以テ選舉人ノ投票ヲ買収スルノ一途アルノミナルコトヲ説キ之ニ附加スルニ選舉競爭ニ於テ競争者カ五萬圓ヲ投シタルニ驚クカ如キハ選舉ノ事情ニ闇ラキコトノ甚シキモノナルコトヲ以テシ且之ニ次々ニ當局カ如何ニ選舉法違反ノ發見ニ力ムルモ悉ク摘發スルニハ由ナキコトノ主張ヲ以テシ總テ形容スルニ人心ヲ感動刺戟スヘキ語辭ヲ使用シタルモノナルコトヲ認ムルニ足ルモノトス故ニ右記事ハ新聞紙法第二十一條ノ犯罪ヲ煽動スル事項ニ該當スルモノニシテ原判決カ其ノ判示事實ニ基キ被告ヲ新聞紙法第二十一條ノ違反トシテ處罰シタルハ正當ナリ

三 賞恤ノ意義

(一) (大正八年(れ)第二九二九號)
同九年二月二十五日大審院刑事部判決)

新聞紙法第二十一條ノ賞恤トハ物質的ニ或物ヲ供與スルカ如キ事項ノミヲ謂フモノニアラスシテ精神的ニ賞揚憐恤ノ意ヲ表スルモノモ亦之ニ該當シ新聞紙上ニ犯罪人又ハ刑事被告人以外ノ者ヨリ犯罪人又ハ

刑事被告人ヲ賞恤スル事實ヲ記述シタル場合ニハタヒ其ノ記事ノ署名者又ハ編輯者カ犯罪人本人タルニセヨ又刑事被告人本人タルニセヨ何レモ皆前記法條ノ賞恤ニ該當スルモノトス

(二) (大正九年(れ)第二九八號)
同年四月十日大審院刑事部判決)

新聞紙法第二十一條ハ汎ク新聞紙ニ刑事被告人ヲ賞揚又ハ憐恤スルノ事項ヲ掲載スルコトヲ禁止シタルモノト解スヘキヲ以テ刑事被告人ヲ賞揚スル事項ハ勿論之ヲ憐恤スル事項ヲ新聞紙ニ掲載シタル場合ト雖モ同條ニ違反シタルモノト云ハサルヘカラス

四 救護ノ意義

(一) (明治四十三年(れ)第二二八八號)
同年十二月十三日大審院刑事部判決)

新聞紙法第二十一條ノ所謂救護中ニハ事實タルト法律上ノ意見タルトヲ問ハス文章ヲ以テ犯罪人若クハ刑事被告人ヲ庇護スル行爲ヲ包含セルモノトス

(二) (大正七年(れ)第三四八一號)
同年二月十三日大審院刑事部判決)

一、新聞紙掲載ノ記事カ裁判所ニ於テ竊盜ノ罪アリトシテ有罪ノ言渡ヲ爲シタル刑事被告人ヲ竊盜ノ犯人ニ非サルモノノ如ク叙述シ刑事上ノ責任ニ付キ同人ヲ庇護シタルモノナルトキハ新聞紙法第二十一

條ニ所謂刑事被告人ヲ救護スル記事ニ該當スルモノトス

一、新聞紙ニ刑事被告人ヲ救護スル記事ヲ掲載シタル以上ハ其ノ掲載ノ目的如何ニ拘ラス掲載ニ係ル記事自體ニ於テ害惡ハ生シタルモノナレハ被告カ縱令刑事被告人ニ同情シ假定ノモノトシテ之ヲ掲ケ且當局ノ注意ト警戒ヲ希望スルノ目的ニ出テタルモノトスルモ新聞紙法第二十一條ノ制裁ヲ免カレサルモノトス

(三) (大正十三年(れ)第一四九〇號)

同年十月十一日大審院刑事部判決
新聞紙ノ記事ニシテ刑事被告人ニ罪ナキモノノ如ク叙述セルハ新聞紙法第二十一條ノ刑事被告人ヲ救護スル事項ニ該當ス

(四) (大正九年(れ)第三四八八號)

同年四月一日大審院刑事部判決
「牢獄か金鷄勳章か」ト題スル論文ヲ日刊新聞大公論ニ掲載シタル被告ノ行爲ハ被告カ囊ニ大公論誌上ニ「亡民獨語」及「日鮮問題を論ず」トノ兩論文ヲ執筆署名シタル爲メ安寧秩序ヲ紊亂シ新聞紙法ニ違反スルモノトシテ起訴セラレ第一審ノ判決言渡ヲ受ケ當時控訴中ナリシ被告ヲ賞恤シタルモノニ非スト
信ス何トナレハ刑事被告人ハ法ノ定メタル辯護權ヲ有スルモノニシテ而カモ被告ノ前記行爲ハ被告自身

ヲ辯護センカ爲メナレハナリト云フニ在レトモ新聞紙法第二十一條ノ犯罪人又ハ刑事被告人ヲ賞恤若クハ救護スル爲ニスル事項ヲ新聞紙ニ掲クルニ因リテ完成スルモノナレハ編輯人力刑事被告人タル自己ヲ辯護スル爲メ其ノ事項ヲ掲ケタリトスルモ之カ爲メ該犯罪ノ成立ニ何等ノ影響ヲ及ホスモノニ非ス

五 「犯罪人」ノ意義

(大正三年(れ)第一八六七號)

同年二月二十九日大審院刑事部判決
新聞紙法ニ所謂犯罪人トハ總テ刑事上ノ罪ヲ犯シタル者ヲ指稱スルモノトス

六 本條ノ適用範囲

(大正八年(れ)第二九二九號)

新聞紙上ニ犯罪人又ハ刑事被告人以外ノ者ヨリ犯罪人又ハ刑事被告人ヲ賞恤スル事實ヲ記述シタル場合コハ其ノ記事ノ署名者又ハ編輯者カ犯罪人本人タルト又刑事被告人タルトヲ問ハス皆新聞紙法第二十一條ノ賞恤ニ該當スルモノトス

(二十二條) 第四條乃至第六條ノ届出ヲ爲サス若ハ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセス又ハ保證金ヲ納メ若ハ之ヲ填補スヘキ場合ユ於テ之ヲ納メ若ハ之ヲ填補セスシテ發行シタルトキハ正當ノ届出ヲ爲シ又ハ保證金ヲ納メ若ハ之ヲ填補スル迄管轄地方官廳ニ於テ新聞紙ノ發行ヲ差止ムヘシ

(二十三條) 内務大臣ハ新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルト

キハ其ノ發賣及頒布ヲ禁止シ必要ノ場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ内務大臣ハ同一主旨ノ事項ノ掲載ヲ差止ムルコトヲ得

一 第二十三條第三十八條後段ノ事實判示

(昭和七年(れ)第一四三八號)
(同年十二月一日大審院刑事部判決)

新聞紙法第二十三條ニ依レハ内務大臣ハ新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊スモノト認ムルトキハ其ノ
發賣及頒布ヲ禁止スルコトヲ得ヘク同法第三十八條ニ依レハ同法第二十三條ニ依リ禁止ノ命令アリタル情
ヲ知リテ其ノ新聞紙ヲ發賣又ハ頒布シタルモノハ其ノ罪責ヲ免レサルモノニシテ斯ノ如キ事件ノ判決ニア
リテハ該新聞紙掲載ノ特定ノ事項カ内務大臣ヨリ安寧秩序ヲ紊スモノトシテ發賣及頒布ヲ禁止セラレタル
モノナルコト被告人カ其ノ情ヲ知リテ該新聞紙ヲ發賣又ハ頒布シタルモノナルコトノ具體的事實ヲ判示ス
ルヲ以テ足リ該事實ノ内容ヲ明示スルコトヲ要スルモノニ非サルハ勿論該內容カ果シテ安寧秩序ヲ紊スモ
ノナリヤ否ヤヲ判断スヘキモノニ非ス此ノ事タル該法條ノ律意ニ徵スルモ明白ナリ

第二十四條 内務大臣ハ外國若ハ本法ヲ施行セサル帝國領土ニ於テ發行シタル新聞紙掲載ノ事項ニ
シテ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ本法施行ノ地域内ニ於ケル發賣及
頒布ヲ禁止シ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得

新聞紙ニ對シ一年以内ニ二回以上前項ノ處分ヲ爲シタルトキハ内務大臣ハ其ノ新聞紙ヲ本法施行

ノ地域内ニ輸入又ハ移入スルヲ禁止スルコトヲ得

第二十五條 前條第二項ニ依ル禁止ノ命令ニ違反シテ輸入又ハ移入シタル新聞紙及第四十三條ニ依
ル禁止ノ裁判ニ違反シテ發賣又ハ頒布スルノ目的ヲ以テ印刷シタル新聞紙ハ管轄地方官廳ニ於テ
之ヲ差押フルコトヲ得

第二十六條 本法ニ依リ差押ヘタル新聞紙ニシテ二年以上其ノ差押ヲ解除セラレサルトキハ差押ヲ
執行シタル行政官廳ニ於テ之ヲ處分スルコトヲ得

第二十七條 陸軍大臣、海軍大臣及外務大臣ハ新聞紙ニ對シ命令ヲ以テ軍事若ハ外交ニ關スル事項
ノ掲載ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

一 「軍事若ハ外交ニ關スル事項」ノ範圍

(大正七年(れ)第一八三四號)
(同年七月十五日大審院刑事部判決)

新聞紙法第二十七條ニハ艦隊艦船軍隊ノ進退ニ關スル事項ヲ包含スルモノトス

第二十八條 第二條ニ該當スル者ニシテ事實ヲ詐リ發行人又ハ編輯人ト爲リタルトキハ三月以下ノ
懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條 第三條ニ違反シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 第四條乃至第六條ノ届出ヲ爲サス若ハ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセス又ハ第四條第一項第

一號、第四號乃至第六號ニ關シ届出ノ事項ニ違反シタル行爲ヲ爲シ又ハ第十一條ニ違反シタルトキハ發行人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 「届出ノ事項ニ違反シタル行爲」ノ意義 (大正五年(れ)第一二二一號)

新聞紙ノ印刷所トシテ届出タル場所以外ニ於テ印刷ヲ爲スハ其ノ一時的ナルト否トヲ問ハス新聞紙法第三十條ニ所謂第四條第一項第六號ニ關シ届出ノ事項ニ違反シタル行爲ヲ爲スモノニ該當ス

二 刊行物ノ題號ノ變更 (大正八年(れ)第九二一號)

號外ノ題號ト本著作物タル新聞紙ノ題號ト同一ナルヲ要スルハ其ノ發行ヲシテ適法ナラシムル要件ニ過キスシテ偶號外トシテ發行シタル刊行物ニ題號ヲ掲クルコトヲ缺キ若クハ届出テタル本著作物ノ題號ト異リタル題號ヲ附シタルトキハ其ノ發行人ハ新聞紙法第三十條ニ依リ新聞紙ノ題號ニ關シ届出事項ニ違反シタルモノトシテ處罰セラルルコトアルニ止マリ之カ爲メ該刊行物ヲ以テ本著作物タル新聞紙ノ號外トシテ發行セラレタルモノト認定スルヲ妨クルモノニ非ス

三 氏名ヲ表示セサル共謀者ノ責任 (明治四十四年(れ)第一〇〇一號)

(同年六月一日大審院刑事部判決)

二人互ニ共謀シテ新聞紙ヲ發行センコトヲ企テ制規ノ届出ヲ爲サヌ又保證金ヲ納付セスシテ新聞紙ヲ印刷

配布シタルトキハ縱令兩名カ發行兼編輯人タル名義ヲ表ハササルモ其ノ一名ノ名義ヲ表示シタル以上其ノ行爲ハ共謀者一體ノ行爲ナルヲ以テ共ニ其ノ責ヲ免ルヘキモノニ非ス

四 新聞紙法ト刑法第五十四條ノ適用

(大正四年(れ)第二一五一號)

無稽ノ記事ヲ掲載シタル新聞紙號外ヲ届出外ノ場所ニ於テ普通ノ號外ナリト偽リ呼賣ノ方法ニ依リ賣買ノ名ノ下ニ各購讀者ニ交付シタル行爲ハ一面新聞紙法ニ觸ルルト同時ニ他面刑法上ノ詐欺罪ヲ構成スルモノナルカ故ニ刑法第五十四條第一項前段ノ適用ヲ受クヘキモノトス

五 本條ト刑法第六十五條ノ適用

(大正四年(れ)第一八三一號)

刑法第六十五條第一項ノ規定ハ新聞紙法第三十條罪ニ對シテモ其ノ適用アルモノトス
第三十一條 第四條第二號又ハ第三號ニ關シ届出ノ事項ニ違反シタル行爲ヲ爲シタルトキハ發行人及編輯人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十二條 第八條第一項ニ違反シタルトキハ發行人死亡シ又ハ第二條ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テハ實際發行ヲ爲シタル者、其ノ他ノ場合ニ於テハ發行人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
第三十三條 第十條ニ違反シ又ハ掲載ニ實ヲ以テセサルトキハ發行人及編輯人ヲ百圓以下ノ罰金又

ハ科料ニ處ス

一 別箇ノ資格ヲ有スル同一人ノ刑責

(一) (大正三年(れ)第一八六九號)
(同年九月二十九日大審院刑事部判決)

編輯人トシテ新聞紙法違反ノ行爲ヲ爲スト發行人トシテ同行爲ヲ爲ストハ各別箇ノ犯罪ニシテ同一人カ右兩資格ニ於テ該犯罪ヲ犯シタルトキハ其ノ刑ヲ併科スヘキモノトス

(二) (大正七年(れ)第一四三八號)
(同年六月十日大審院刑事部判決)

同一人ニ於テ發行人ト編輯人トヲ兼ヌルノ故ヲ以テ發行人ト編輯人トヲ處罰スヘキ法條(新聞紙法第十條第三十三條)ニ該當スル犯罪ヲ爲シタル場合ニ之ヲ一罪トシテ單一ナル刑ヲ科スヘキモノニ非ス
第三十四條 第十二條第一項第二項第十六條ニ違反シ又ハ第二十二條ニ依ル差止ノ命令ニ違反シタルトキハ發行人ヲ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 本條ノ適用範囲 (大正三年(れ)第一六五〇號)
(同年七月十四日大審院刑事部判決)

新聞紙法第十二條ノ手續ヲ履践セシテ新聞紙上ニ時事ニ關スル事項ヲ掲載シタル場合ト雖モ必スシモ犯罪ヲ構成スルモノニ非ス其ノ掲載事項カ新聞紙ノ目的トスル特殊事項ノ範圍外ニ涉リタル場合ニ於テ犯罪

ノ成立ヲ認ムヘク其ノ新聞紙ノ目的トスル所ノ特殊事項ニ附帶シ之ト密接ノ關係ヲ有スルモノナル時ハ假令其ノ事項カ多少時事ニ涉ルモ之ヲ以テ新聞紙法第三十四條ニ違反セルモノト謂フコトヲ得ス

第三十五條 第十七條第一項、第二項又ハ第十八條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
前項ノ罪ハ私事ニ係ル場合ニ於テ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第三十六條 第十九條、第二十條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 本條ノ犯罪ノ成立

(一) (大正二年(れ)第二四〇九號)
(同三年二月二日大審院刑事部判決)

新聞紙ノ編輯人カ差止命令ヲ受ケナカラ之ニ違反スル行爲アリタル以上ハ縱令發行人カ差止命令ヲ受ケサルモ其ノ行爲ハ新聞紙法第三十六條ノ犯罪ヲ構成スルモノトス

(二) (大正二年(れ)第一〇〇八號)
(同年七月一日大審院刑事部判決)

新聞紙法第三十六條ノ犯罪ハ新聞紙ノ編輯人カ同法第十九條ニ違反シ公判ニ付スル以前ニ於テ檢事カ記載ヲ差止メタル搜查又ハ豫審中ノ被告事件ニ關スル事項ヲ新聞紙ニ掲載發行スルニ因リテ直ニ成立スル

ヲ以テ其ノ後ニ於ケル掲載差止ノ解除ハ同罪ノ成立ヲ阻却シ又ハ法權消滅ノ原因トナルコトナシ

二 本條ノ適用 (大正八年(れ)第一〇號)

檢事正ヨリ記事差止命令ヲ受ケタル新聞紙ノ發行兼編輯人ノ後ヲ承ケ現ニ發行人兼編輯人タル被告ハ直接該命令ノ送達ヲ受ケタル者ニ非スルモノ當該新聞紙ニ其ノ記事ヲ掲載シタル以上ハ新聞紙法第三十六條ノ制裁ヲ免レサルモノトス

第三十七條

第二十一條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ三月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 本條ノ法意

(大正三年(れ)第三三二六號)

新聞紙法第三十七條及第四十一条ハ孰レモ其ノ禁止セル記事ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ必スシモ自ラ其ノ記事ヲ編輯シタル事實アルヲ要セス編輯人ヲ罰スルノ法意ナリトス

第三十八條 第二十三條ニ依ル禁止若ハ差止ノ命令、第二十四條ニ依ル禁止ノ命令、第四十三條ニ依ル禁止ノ裁判ニ違反シタルトキハ發行人、編輯人ヲ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

情ヲ知リテ其ノ新聞紙ヲ發賣又ハ頒布シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 發行禁止ノ新聞ト其ノ後ノ新聞トノ認定權

(明治四十四年(れ)第一二九四號)

北海新聞カ裁判ヲ以テ發行ヲ禁止セラレタル後同編輯人カ北海ナル新聞紙ヲ編輯發行シタル場合ニ於テ右兩新聞紙カ同一新聞紙ナリヤ否ハ裁判所カ職權ヲ以テ定ムヘキ事實問題ノ範圍ニ屬スルモノトス

二 第二十三條ニ依ル禁止命令違反ノ意義

(大正十年(れ)第九四八號)

新聞紙法第三十八條前段ニ所謂第二十三條ニ依ル禁止ノ命令ニ違反シタルトキトハ内務大臣カ發賣頒布ヲ禁止シタル新聞紙其ノ物ヲ發賣頒布シタル場合ヲ指稱スルモノニシテ禁止ノ原因ト爲リタル記事ヲ再ヒ新聞紙ニ掲載若クハ轉載シタル場合ヲ指稱スルモノニ非サルモノトス

三 本條適用ノ範圍

(大正十年(れ)第九四八號)

新聞紙法第三十八條ノ禁止命令ハ絶對ニ其ノ新聞紙發行人及編輯人ヲ羈束シ命令當時ノ發行人編輯人ニシテ退社シ他ニ其ノ後任トシテ發行人編輯人ノ職ニ就キタル者アルトキハ其ノ者ハ前者ヲ承繼シテ該命令ヲ遵守スル義務アルモノト解スルヲ相當トス從テ後任ノ發行人編輯人ニシテ同義務ニ違背シテ當該新聞紙ヲ發賣頒布シタルトキハ同法第三十八條前段ノ制裁ヲ免レサルモノトス

第三十九條 第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十五條ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタ

ル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十條 第二十七條ニ依ル禁止又ハ制限ノ命令ニ違反シタルトキハ發行人、編輯人ヲ二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

一本條違反罪ノ構成要件 (大正七年(れ)第一八三四號 同年七月十五日大審院刑事部判決)

苟モ海軍大臣ノ許可ヲ得シテ新聞紙ニ艦隊艦船軍隊ノ進退ニ關スル事項ヲ掲載シタルトキハ新聞紙法第四十條ニ照シ發行人編輯人ヲ處罰スヘキモノニシテ發行人編輯人カ實際海軍大臣ノ許可ナカリシコトヲ認識シタルト否トハ犯罪ノ成立ニ消長ナキモノトス

第四十一條 安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スル事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ發行人、編輯人ヲ六月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 「安寧秩序ヲ紊スヘキ事項」ノ意義

(一) (大正二年(れ)第二〇八六號 同年十二月十三日大審院刑事部判決)

新聞紙法第四十一條ニ所謂安寧秩序ヲ紊スヘキ記事トハ其ノ言語文章カ直接ニ安寧秩序ヲ害スヘキ事項ヲ表明シタル場合ハ勿論安寧秩序ヲ害スヘキ事項ヲ言外ニ包藏スルコトカ其ノ言語文章ニ依リテ之ヲ推

察シ得ヘキ場合ヲモ包含スルモノトス

(二) (大正四年(れ)第一九一三號 同年九月二十三日大審院刑事部判決)

原判決ノ認メタル事實ニ依レハ被告ハ大正四年三月二十二日及ヒ同年同月二十四日ノ兩度ニ自己カ編輯兼發行人タル豊國新聞紙上ニ其ノ政敵タル大隈首相ノ政策乃至言行ヲ非難攻撃セル記事ヲ掲載シタルモノニシテ即チ大正四年三月二十五日行ハレタル衆議院議員總選舉戰ノ競争最モ劇烈ナル時ニ際シ其ノ政敵ノ首領タル大隈首相ヲ攻擊スルノ手段ニ出テタルモノニ外ナラサル事原判決認定ノ新聞掲載事項自體之ヲ説明シ居ル所ナリ果シテ然ラハ其掲載事項自體ニ聊カ不穩ノ點アリトスルモ我カ現代社會ハ斯ル場合右ノ如キ記事ニ依リテ其ノ安寧秩序ヲ紊サルルカ如キ幼稚ナルモノニ非ス然ルニ原判決ハ該記事ヲ以テ社會ノ安寧秩序ヲ紊スモノナリト認定シ被告ニ對シ新聞紙法第四十一條ヲ適用シテ處斷シタル擬律錯誤ノ違法アリト信スト云フニ在リ仍テ按スルニ新聞紙法第四十一條ニ所謂安寧秩序ヲ紊ス事項トハ人ノ身體財產ニ對シ危害ヲ加フヘキコトヲ以テ公衆ヲ煽動又ハ威嚇シ其ノ他公共ノ平安ヲ害シ社會ノ組織ヲ攬亂スルノ虞アル記事ヲ指スモノニ外ナラス然ルニ原判決ニ認定シタル豊國新聞所載事項ノ如キハ一國首相タル人ノ言行政策ニ對シ批判攻擊ヲ加ヘタルモノニシテ叙事過激ニ亘ルモノアリト雖モ敢テ如上ノ危險ヲ生スヘキ性質ノモノニアラサルヲ以テ同條ノ罪ヲ構成スヘキモノニアラス

(三) (大正六年(れ)第一九一〇號)
 同年十月十一日大審院刑事部判決)

新聞紙法ニ事實上若クハ法律上ノ根據ニ基キ司法事件ヲ研究シ之ヲ批評セントスルニ非スシテ讀者ヲジ
 テ司法權ノ作用ニ對シ不安ノ念ヲ惹起セシメ公共ノ平安ヲ害スル記事ヲ掲載シタルトキハ新聞紙法第四
 十一條前段ノ犯罪ヲ構成スルモノトス

(四) (大正十二年(れ)第一八二五號)
 同十三年二月七日大審院刑事部判決)

原判決ノ認定シタル事實ニ依レハ被告ハ大阪市北區西野田江成町二百九十二番地労働者新聞社ニ於テ毎
 月二回新聞紙法ニ依リ發行スル労働者新聞ノ發行人兼編輯人ナル處大正十二年三月十六日發行同新聞第
 八十二號ニ「叛逆の本能」ト題スル記事ヲ掲載發行シタルモノニシテ該記事ハ冒頭ニ於テ近來學者名士
 等ノ勞働運動ニ對スル論說ノ月並ニシテ表面的ナルヲ難シ續テ「俺達ハ日日ノ體驗デ良ク分ツテル事ヲ
 長イ間疎謗ラレ今後モマタ無限ニ虐ゲラレントシテ居ル俺達労働者吾吾ノ周圍ノ凡テノモノハ吾吾ヲ壓
 ヘ付ケ侮辱シ屈從セシメントシテ居ル其ノ中ニ生キテ居ル俺達労働者ハ之ノ壓迫ニ對スル止ミ難イ反抗
 心ノナイト云フ事ハ到底考ヘラレナイ事デアル現在ノ資本主義制度ノ強壓ノ續ク限り而シテ生キタイト
 言フコトガ總テノ生物ノ動カスペカラザル本能ノ發動デアル眞理ノ共通スル限りハ俺達ノ生キル道ヲ不
 當ニ妨グル強權ノ存スル限り之ニ對スル○○ノ本能ヲ持ツテ居ル人間タル俺達ニハ何人モ○○ノ本能ヲ

持ツテ居ルナント言フ理由ハナイ少ク共現在社會制度ノ下ニ於テハタダ何カシラン「アバレタイ」「反抗
 シタイ」「争ヒタイ」「ブン擲リタイヤツツケタイ」斯フ言フ血ガ機會ニ觸レテ時ニムラ／＼ト沸騰スル
 ノダスフ言フ氣分ハ山カラ出ル水ノ様ニ必然的ニ沸イテ來ルノダ世間カラハ繼子扱ヒニセラレル俺達労
 働者ハ殊ニ之ノ生血ヲ多分ニ有ツテ居ルノダ何モ工場主ヤ資本家ヤ官憲ニ對シテ個人的ニ怨ヲ有ツテ居
 ル意デハナインダ然シ乍ラ工場主ハ何ト云ツテモ俺達ノ頭ノ上ニ坐ツテ俺達ヲ支配シテ居ル之ニ對シテ
 俺達労働者ハ決シテ快イ心持ヲ有ツテ居ナイ考ヘテモ見給ヘ人間カ人間ヲ使用シ支配シテ居ル而モ其ノ
 支配サレテ居ル人間ガ自分等デアルト言フコトヲ考ヘル時木ヤ石テナイ以上如何ニシテ反抗憎嫉妬ヲ
 起サズニ居ラレヤウスフシテ○○ノ本能ハ益々強烈ニナツテ只火ヲ點ゼラレルノヲ待ツテ居ルノミ之ノ
 時ニ當ツテ俺達ノ知ラナイ不景氣ヲ口實ニ貨銀ヲ下ゲタリ又ハ馘首シタリ缺勤スレバ解雇デ御座ルノト
 之等ノ事件ハ暴虐ナル彼資本家共ガ俺達ノ胸ニ火ヲ點ケタノデアル是等ノ感情ヤ本能ハ洵ニ劣等ノ醜イモノニ違ヒナイガ然シ
 力ヲ必ズシモ利益ノアルモノトハ思ツテ居ナイ然シ何カシラ胸ニ押シ難イ力ガムラムラト出テ來テ之ガ
 多數合シテ終ニ罷工ヲ止ムナクスルノデアル是等ノ感情ヤ本能ハ洵ニ劣等ノ醜イモノニ違ヒナイガ然シ
 如何ニセン周圍ノ事情ハ之等ヲ強ヒテ居ルデハナイカ」ト論シ其ノ末段ニ於テ勞働運動ニ關スル世論ヲ
 駁撃シタルモノナリト云フニ在リテ其ノ主旨ノ存スル所ハ資本主義權力主義ヲ奉スル現代社會制度ノ存
 續スル限り吾人カ叛逆心ヲ有シ暴力ヲ以テ現在ノ社會制度ヲ打破セント欲スルハ當然ナリト論シ勞働者

カ資本家ニ對抗シテ同盟罷工ヲ爲シ腕力ニ訴フルコトヲ是認シ其ノ反抗心ヲ挑發シタルモノニ外ナラスシテ即チ労働者ニ對シ資本家ノ身體財産ニ危害ヲ加フルコトヲ懲懲シタル趣旨ニ歸着シ新聞紙法第四十一条ノ所謂安寧秩序ヲ素ス事項ニ該當スルモノトス

(五) (大正十二年(れ)第一九〇號)

本件新聞紙記事ノ要旨ハ「普通選舉法案ニ對スル民衆ノ熱望ハ減退シタルカ如キモ然ラス唯帝國議會ニ於テ同案ヲ否決スヘキ情勢アルヲ以テ民衆ハ失望シ同議會ニ對シ同案可決ノ熱求其ノ度ヲ減シタルノミ今日ハ同案否決ノ運命ニ接スヘキ日ナリ代議士ハ學テ民衆ノ希望ヲ容ルルノ誠意ナキモノナレハ民衆ハ自己ノ力ニ依リ其ノ要求ノ貫徹ヲ期スヘキナリ民衆ヲ包圍シ誠意ナキ代議士ヲ引摺り出セ之ニ依リテ議會ハ民衆ノ要求ヲ容ルルニ至ルヘシ」ト云フニ在リテ即チ代議士ニ對シ暴行ヲ加ヘ其ノ自由意思ヲ牽制スヘキコトヲ以テ公衆ヲ煽動シ公共ノ平安ヲ害スル虞アル記事ナルコト明ナリ然レハ被告カ判示新聞紙ノ發行人兼編輯人トシテ該記事ヲ同紙聞ニ掲載シタル行爲ハ新聞紙法第四十一條ニ所謂安寧秩序ヲ亂ル事項ヲ新聞紙ニ掲ケタル罪ニ該當ス

(六) (大正十一年(れ)第一六六八號)

原判決ノ認定セル事實ニ依レハ大正十年十二月一日東京市本郷區駒込富士前町五番地ノ新人會ニ於テ發

行シタル「ナロオド」ナル題號ヲ用フル新聞紙ノ十二月號「敵カ味方カ」ナル題下ニ論述セル記事ハ先ツ現時無產階級ハ有產階級ニ反抗シ終局ノ勝利ハ無產階級ニ歸スヘキ旨ヲ說キ續テ第一ニ資本主義ハ當然亡フヘキモノニシテ今ヤ無產階級ハ先ツ資本制度ヲ打壊シテ萬人共存ノ新制度ヲ建設スルコトヲ熱望シ資本主義ハ自ラ崩壊スヘキ運命ニ迫ラルモ其ノ瓦解一日遲ケレハ一日民衆ノ幸福ヲ妨クルヲ以テ一刻モ早ク之ヲ粉碎シ去ルヘキコトヲ第二ニ有產階級ハ資本ヲ有シ生産機關ヲ獨占シ權力ヲ握リ「サーベル」ヲ佩フルモ力ハ民衆ニ在リ其ノ結果ハ固ク何物ヲモ恐レサル信念ト如何ナル辛苦ニモ堪ヘ得ル肉體ノ外ニハ身ニ寸鐵ヲ帶ヒサルモ捨身ノ外ニ失フヘキ何物ヲモ持タヌ程強キモノハナク肉彈ト肉彈ト相搏ツトキ勝敗ハ言スシテ明ナルコト第三ニ昔時資本主義ノ未タ發達セスシテ一國ニ資本主義ノ弊害現レタルトキ其ノ國ニ於テ無產階級カ資本階級ヲ倒ストカ他ノ國家ノ無產階級ヨリ成ル武力現ハレテ之ヲ蹂躪シ去リタルモ今ヤ總テノ國家ニ於テ資產階級カ國家權力ヲ掌握シ萬國ノ無產階級ハ萬國ノ有產階級ヲ共通ノ敵トスルヲ以テ一國ニ革命ノ擾亂起レルコトアルモ他國ノ無產者ハ資本家ノ爲ニ戰ニ赴クコトナク寧ロ相呼應シテ一擧ニ世界ノ全土ヨリ資本主義ヲ放逐セントスル形勢ヲ示シ民衆ヲ離レタル權力ハ魯縞ヲ穿產階級トノ抗争ハ終ニ無產階級ノ勝利ニ歸スヘキコト一、無產階級ハ一刻モ早ク資本制度ヲ破壊スヘキコトヲ得ス無產階級ハ最後ノ勝利者タルヘキ時機到来シタルコトヲ説キ以上掲クル所ハ無產階級ト有

シテ被告人勇次郎ハ其ノ編輯人兼發行人タリ被告人泰ハ判示記事ニ署名シタルモノナルヲ以テ勇次郎ニ對シテハ新聞紙法第四十一條泰ニ對シテハ同法第九條第四十一條ヲ適用シテ各處斷スヘキモノトス

七
（大正十三年十二月十六日）
大審院刑事部判決

新聞紙ニ掲タル小説ノ記事ナ革命思想ヲ賞讃シ之ヲ宣傳スルノ趣旨ニ出テサハモ革命的言論ニ犯達シ國民ノ思想上ニ刺戟ヲ與ヘ之ヲ悪化シ社會狀態ノ安全ヲ破壊スルノ虞アルトキハ其ノ記事ハ新聞紙法第四

新聞紙ノ記事力安寧秩序ヲ棄スヘキカ否ヲ區別スル標準

（同二年四月四日大審院刑事部判決）

客觀的ニ之ヲ決スヘキモノトス
國去ヲ無視シ國家ノ權力ヲ否決シ國民ノ首義心ヲ裏亂シ人ノ生命身體財產自由ニ危害ヲ加フヘキコトヲ

單ニ現行制度ノ不備社會組織ノ缺陷ヲ指摘シテ攻擊スルニ止リ不法ノ手段ニ因リ又ハ急激ニ之ヲ變更セントヲ試ミルモノニ非サルトキハ其ノ掲載事項ハ現ニ社會狀態ノ安定ヲ破壞スル虞ナキ限り未タ以テ安寧秩序ヲ紊スモノト謂フヲ得ス

(二) (大正二年(れ)第二〇八六號)
(同年二月十二日大審院刑事部判決)

新聞紙上ニ於テ人ノ身體財產ニ重大ナル危害ヲ加フヘキ事ヲ以テ公衆ヲ煽動スルハ新聞紙法第四十一條ノ安寧秩序ヲ紊スヘキ事項ナリト雖モ人ノ惡事醜行ヲ摘發シテ之ヲ罵倒シ其ノ逮捕ヲ求ムルカ如キハ他人犯罪ヲ構成スルハ格別安寧秩序ヲ害スヘキ記事ヲ掲ケタルモノトシテ新聞紙法ノ制裁ヲ受クヘキモノニ非ス

(三) (大正八年(れ)第一〇九七號)
(同年六月十日大審院刑事部判決)

新聞紙法第四十一條ニ所謂安寧秩序ヲ紊スヘキ事項ヲ掲載ストハ新聞紙ノ記事力人ヲシテ其ノ行文措辭ノ間ニ於テ公共ノ平安ト紀綱ノ整肅トヲ破壊攪亂スヘキ虞アルコトヲ感セシムル場合ヲ指稱スルモノナレハ掲載ノ動機若クハ其ノ目的ノ如何ハ措テ之ヲ問ハサルモノトス原判示被告ノ編輯發行セル紀伊毎日新聞所掲判示事項ヲ按スルニ普通選舉ノ實現ニハ二箇ノ方法ニ出ツルコトヲ要ス先ツ國民ノ自覺ヲ促シ

之ヲシテ普通選舉權ヲ要求スルノ慾望ヲ生セシメサルヘカラス次ニ國民ヲシテ此ノ要求ヲ達スル爲ミニ團體的組織ヲ成サシメサルヘカラス既ニ國民ニ於テ自ラ進ンテ國體的組織ヲ成シ普通選舉權ヲ要求スルニ至リ仍ホ政府カ之レニ應セサルニ於テハ革命權ノ實行アルノミ而カモ必スシモ暴力ニ訴フルノ要ナシ租稅ヲ納付セサルモ可總同盟罷工ヲ實行スルモ亦可ナリ斯クノ如クニシテ普通選舉ノ目的ハ容易ニ之ヲ達スルコトヲ得ヘシ憲法上ノ權利ハ決シテ與ヘラルヘキモノニ非ス國民自ラ之ヲ取ルヘキナリ要求アリテ與ヘラレタルモノハ可ナリ要求ナクシテ與ヘラレタルモノハ國民自ラ之ヲ行使スルコトヲ知ラス其ノ弊害ノ及フ所測ルヘカラスト云フニ在リテ政府カ國民ノ自覺ヲ埃タシテ普通選舉ノ制度ヲ採ルハ策ノ宜ヲ得タルモノニアラス須ク國民警發シテ其ノ自覺ヲ促カシ普通選舉權ヲ要求セシムヘシ若シ政府ニ於テ之ニ應セサルトキハ所論ノ如キ自力的不法手段ニ訴ヘ政府ヲシテ普通選舉權ヲ付與スルノ止ムナキニタル紀伊毎日新聞ノ主張ニ反スル尾崎某ノ普通選舉ニ關スル論說ニ對シ其ノ不徹底ヲ難詰セントスル趣旨ニ出テ其ノ目的カ普通選舉ヲ主張スルカ爲メニ人心ヲ煽動惑亂セントスルニ在ラサリシトスルモノ之ヲ以テ安寧秩序ヲ紊ル事項ヲ掲載シタルモノト謂フヲ妨ケス

(四) (大正三年(れ)第一八六七號)
(同年九月二十九日大審院刑事部判決)

原院判示第一ノ(三)後段「明治座に於ける對支大演説會志士蹶起軟弱外交の打破……」第二ノ(一)斬る
 べし奸臣ノ首……(四)ノ「是れ國民の憤」……ト題スル認定事項ハ蓬萊座又ハ青年會館等ニ於ケル公會
 演説ノ要旨ヲ報導シタル一箇ノ通信記事ニシテ而カモ況ンヤ當然演説會ハ治安警察法ノ勵行ニ因ル警察
 官ノ臨場ハ勿論辯士ノ演説ニシテ同法第九條第十條ノ禁忌ニ觸ルモノハ之レヲ中止シ若クハ退會解散
 ヲ命セラルヘキ法令ノ下ニ主催セラレ實際ニ於テモ亦以上ノ如キ取締ヲ受ケテ集會シタル公開席上ノ演
 説要旨也然リ而シテ新聞紙法第二十三條ニ安寧秩序ヲ素スヘキ事項ト謂ヒ治安警察法第九條第十條ニ同
 シク安寧秩序ヲ素スヘキ言論ト云フモ新聞紙ノ掲載事項又ハ辯士ノ言論夫レ自體ニ安寧秩序ヲ素スヘキ
 絶對ノ危險ヲ有スヘキ一定ノ事項一定ノ言論ハ如何ナル場合ニ於テモ亦公ノ秩序ヲ素シ社會ノ安寧ヲ害
 スヘキ反法性ヲ失ハスト云フニ非ラスシテ國家意思ノ發表タル法律執行者ノ認定ニ依リ一定ノ事項言論
 ニシテ時ニ安寧秩序ヲ素シ又時ニ之レヲ素サスト決定セラルヘキモノナル事殆ント自明ノ法理ナルニ徵
 シテ考フルニ一度國家ノ法律ニヨリテ取締リ安寧秩序ヲ害スヘキモノトスルノ中止若クハ禁止ノ否定ヲ
 合法也報導掲載ニ自由ナラサルヘカラス例セハ公開ヲ禁セサリシ法廷内ノ裁判記事ハ記事自體ニ安寧秩
 序ヲ素シ風俗ヲ害スヘキ危險性ヲ有ストスルモ所謂公開ナル法律執行者ノ肯定ニ依リテ合法也新聞紙ノ
 掲載ハ自由ナリ議會ノ言論モ亦タ同様ニシテ實例ノ參考ニ資スヘキハ明治四十三年三月中日本及日本人

第五百二十九號ノ發賣頒布ヲ禁止セラルニ方リ當時ノ衆議院議員ト部喜太郎氏カ公開ノ議會ニ其ノ内
 容ヲ演説シ官報及新聞紙ハ之レヲ掲載シタルモ敢ヘテ何等ノ問題ヲ惹起セサリシ也如斯ハ日本及日本人
 ノ發賣頒布ヲ禁止セラレタル事實ニ依リ記事自體ハ安寧秩序ヲ素スノ危險タル反法性ヲ有スルコト甚タ
 明確ナルモ當該記事ノ内容ヲ演説シタル事項ハ帝國議會ノ公開ナル法律執行者ノ肯定ニ合法化セル通例
 也然ラハ判示前掲第一ノ(三)後段「志士蹶起軟弱外交の打破」ハ明治座ニ於テ第二ノ(一)「斬るべし奸
 臣の首」ハ蓬萊座ニ於テ(四)ノ「是れ國民の憤」ハ青年會館ニ於ケル公開演説要旨ヲ報導シタル通信記
 事ナルコトヲ認メナカラ敢テ有罪ヲ斷シタル原判決ハ新聞紙法第二十三條ノ「安寧秩序ヲ素シ」ナル法
 意ノ解釋ヲ誤リタル不法アリ又假リニ當該演説ハ治安警察法ノ取締ニ於テ安寧秩序ヲ素スヘキ言論事項
 ナリト認定セラルヘカリシニ拘ラス或ル種ノ事情ニ由リテ中止セラレサルモノトセハ其ノ事實ヲ説示セ
 サル原判決ハ理由不備ノ失當アルヲ免レサル也ト云フニ在レトモ新聞紙ニ掲載シタル事項ニシテ苟モ安
 寧秩序ヲ素亂スルモノナル以上ハ掲載ノ目的如何ニ拘ラス其自體ニ於テ害惡ヲ生スルモノナルヲ以テ該
 記事ノ内容カ他人ノ演説ヲ援引シタルモノナルト否ト又其ノ演説カ法令ノ執行中止セラレタルモノナル
 ト否トハ新聞紙法違犯罪ノ成立ニ影響ヲ及ホス可カラス

(五) (大正四年(れ)第二三三五號)
 同年十月二十二日大審院刑事部判決)

原判決被告元曉ハ土陽周報ノ發行兼編輯人トシテ同新聞紙上ニ「祕せられたる明治陰謀史の一節」ト題シ吉村壽太郎ナル者カ明治十九年頃虛無黨陰謀史ヲ繙キ同黨ノ一員カ爆裂彈ヲ以テ皇帝ヲ暗殺セントスル一章ニ至リ彼ノ血ハ一時ニ逆流シ間モナク彼ハ本屋ノ丁稚トナリ電氣ノ本ヲ耽讀シ又砲兵工廠ノ職工トナリ電氣理ヲ研究シ其ノ結果愈最後ノ決意ヲ彼ニ與ヘ彼ハ或ル夜自ラ日比谷練兵場ヲ實測セリ實ニ其ノ年舉行セラル観兵式當日明治天皇ニ危害ヲ加ヘントシタルモノナリシ旨安寧秩序ヲ紊スヘキ事項ヲ掲載シタルモノナリ本件犯罪ノ構成ニハ必シモ安寧秩序ヲ紊亂スルノ意思アルヲ要セス苟クモ客觀的ニ安寧秩序ヲ紊亂スル記事ヲ新聞紙ニ掲載シタル以上ハ掲載者自ラ其ノ記事ヲ以テ安寧秩序ヲ紊亂スルモノニ非スト思惟セル場合ト雖モ尙ホ犯罪ノ成立ヲ妨ケス

(六) (大正七年(れ)第三三三八號)

被告ニ於テ新聞紙掲載記事ノ安寧秩序ヲ紊ス事項ナルコトヲ認識シタルヤ否ヤハ新聞紙法第四十一條ノ犯罪ノ成立ニ影響ナキモノトス

三 安寧秩序紊亂ノ記事ヲ轉載評論シタル場合ノ責任 (明治四十四年(れ)第一二四八號)

本件大阪新報カ掲載シタル「秋水と枯川」ナル項中ニ於ケル枯川ノ言竝ニ同人ト幸徳トノ對話ハ原判決ノ認ムル如ク大阪毎日新聞所掲ノ事項ナリ而シテ大阪新報ハ之ニ對シ大不敬大不謹慎ナリトノ論評ヲ加

ヘ其ノ秩序紊亂ヲ詰責センカ爲メ之ヲ轉載シタルニ過キス今夫レ轉載事項ノミニ就キ觀察スルトキハ安寧秩序ヲ紊亂スヘキモノトスルモ其ノ之ヲ掲載シタルハ却テ壞亂ヲ憤慨シ其ノ保護ヲ以テ任シタル趣旨ニ外ナラスト謂ハサル可ラス果シテ然ラハ原院カ記事ノ全般ニ涉ラスシテ之ヲ斷片的ニ解釋シ以テ安寧秩序ヲ紊亂シタル文字ナリトシ處斷シタルハ違法ニシテ新聞紙法第四十一條ノ法意ヲ誤解セル失當ノ裁判ナリト云フニ在レトモ本件被告カ大阪新報ニ掲載シタル事項ノ如キ安寧秩序ヲ紊亂スルモノハ其ノ掲載ノ目的如何ニ拘ハラス其自體ニ於テ害惡ヲ生スルモノナルヲ以テ被告カ之ヲ他ノ新聞紙ヨリ轉載シ且其ノ新聞紙ヲ論評詰責スルノ目的ヲ以テシタリトテ其ノ責任ヲ免ルヘキニ非ス

四 「風俗ヲ害スル事項」ノ意義

(一) (大正四年(れ)第二九四七號)

新聞紙法ニ所謂風俗ヲ害スル事項トハ人ヲシテ一讀羞耻壓惡ノ情ヲ惹起セシムヘキ記事ヲ謂フモノニシテ其ノ具體的ナルト抽象的ナルトヲ問ハサルモノトス

(二) (大正六年(れ)第二九四四號)

新聞紙ニ所謂風俗ヲ害スヘキ事項ヲ判示スルニハ其ノ掲載セラレタル文字文章カ直接ニ風俗ヲ害スヘキ

事項ヲ表明セル場合ハ勿論同一事項カ其ノ使用シタル字句文章ノ外ニ包藏セラレタルトスル場合ニ於テモ必ス字句文章ニ依リテ之ヲ推知シ得ヘキ程度ニ於テ明確ナラシムル叙述ヲ爲スコトヲ要スルモノトス
 (三) (大正二年(れ)第二四〇四號)
 (同三年二月十四日大審院刑事部判決)

新聞紙上ニ掲載セラレタル文章又ハ圖畫カ單ニ男女兩性ノ戀愛ニ關スル表情的動作ヲ描寫シタルノ一事ノミヲ以テ風俗ヲ壞亂スルモノト謂フヲ得ス其ノ描寫セラレタル動作カ當事者ノ姿勢態度及四圍ノ情況ニ依リ陋ガナル情慾ノ發動ヲ連想セシメ穩健ナル國民ノ道義的良心ヲ反撥セシムル場合ニ於テ始メテ風俗ヲ壞亂スルモノト謂フヲ得ヘシ

(四) (大正六年(れ)第一八五八號)
 (同年九月二十一日大審院刑事部判決)

新聞紙上不倫ノ事項ヲ掲載スルモ措辭平淡ニシテ些ノ波瀾ナク其ノ間更ニ煽情的若クハ淫靡卑猥的ナル文字ノ使用ナク從テ讀過ノ際人ヲシテ厭惡羞恥ノ念ヲ惹起セシムル虞ナキトキハ現時ノ社會通念ニ於テ未タ風俗ヲ壞亂スルノ程度ニ至ラサルモノトス

(五) (大正十二年(れ)第二〇四二號)
 (同十三年二月二十二日大審院刑事部判決)

著作物ノ内容カ風俗ヲ害スルモノタルト否トヲ問ハス之ニ關スル廣告文自體風俗ヲ害スルモノナルトキ

ハ之ヲ新聞紙ニ掲載發行スル所爲ハ新聞紙法第四十一條ニ該當ス

(六) (大正三年(れ)第二〇八七號)
 (同年十月二十六日大審院刑事部判決)

結婚當夜ノ閨中ニ於ケル模様ヲ推測シ得ヘキ記事ヲ讀者ヲシテ羞恥卑猥ノ感ヲ起サシムルモノト斷言シ精確ニ事實ヲ認定スルコトナク直ニ風俗ヲ害スル記事トシテ新聞紙法第四十一條ヲ適用シタル判決ハ理由不備ノ不法アリ

(七) (大正二年(れ)第二六二七號)
 (同三年三月七日大審院刑事部判決)

稗史小説ノ叙述タル社會ノ醜怪ナル事實醜陋ナル心理狀態カ抽象的ニ記述セラレ國民ノ道義的良心ヲ害スヘキ程度ニ於テ具體的ナラサル限り又ハ讀者ヲシテ是等ノ事項ヲ是認セシメ之ヲ模倣セシメントスル危險カ文詞ノ上ニ發露セサル限りハ之ヲ新聞紙ニ掲載スルモノ新聞紙法第四十一條ノ罪ヲ構成セサルモノトス

(八) (大正六年(れ)第二一八八號)
 (同年十月十六日大審院刑事部判決)

新聞紙掲載ノ記事カ文章ノ骨子タル旨趣其者ニ格別卑猥ノ觀念ヲ包含セサル場合ニ於テモ其ノ行文ニシテ卑猥ニ涉ル以上ハ之ニ對シ風俗ヲ壞亂スルモノトシテ新聞紙法第四十一條ヲ適用スヘキモノトス

(九) (明治四十三年(れ)第三七四號)
同年四月二十二日大審院刑事部判決)

新聞紙上ニ掲載シタル或記事中ノ一部分ト雖モ苟モ風俗ヲ壞亂スル事項ノ記載ニ係ルトキハ直ニ新聞紙法第五十一條ノ犯罪ヲ構成スルモノトス

五 「編輯人」ノ範圍

(大正三年(れ)第三三二六號)
同年四月十五日大審院刑事部判決)

新聞紙法第三十七條及第四十一條ハ孰レモ其ノ禁止セル記事ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ必スシモ自ラ其ノ記事ヲ編輯シタル事實アルヲ要セス編輯人ヲ罰スルノ法意ナリトス

六 本條適用ノ趣旨

(一) (大正四年(れ)第三〇八七號)
同五年一月二十二日大審院刑事部判決)

新聞紙法第四十一條ハ發行人タル資格ヲ有スルモノトニ對シ各別ニ制裁ヲ負擔セシメ取締ヲ嚴重ニスルノ主旨ニ出テタルモノナレハ同一人ニ於テ此ノ二個ノ資格ヲ併有スルトキハ其ノ兩資格ニ關シ各別ニ右ノ制裁ヲ科スルヲ相當トス

(二) (大正六年(れ)第二七八四號)
同年十二月十二日大審院刑事部判決)

同一人ニシテ同時ニ二以上ノ新聞紙ノ發行人及編輯人ノ兩資格ヲ兼ネタル場合ニ於テハ各新聞紙毎ニ且

其ノ資格ニ應シ各別ニ新聞紙法第四十一條ノ犯罪成立ス從テ同第四十四條ニ依リ其ノ刑ヲ併科スヘキモノニシテ刑法第五十五條ヲ適用スヘキモノニ非ス

七 本條ノ適用ト第九條ノ準用

(大正五年(れ)第一七五四號)
同年九月三十日大審院刑事部判決)

新聞紙ノ編輯人又ハ發行人タル資格ヲ有セサル者ニ對シ新聞紙法第四十一條ヲ適用スルニハ先ツ同法第九條ノ規定ヲ適用セサルヘカラス

八 本條ノ犯罪事實ノ判示方

(明治四十四年(れ)第九六〇號)
同年五月三十日大審院刑事部判決)

新聞紙法第四十一條所定ノ犯罪構成事實ヲ判示スルニ當リテハ何人カ新聞紙ノ發行人又ハ編輯人タルコト及其ノ掲載事項ノ内容ヲ指示シテ依テ其ノ内容カ社會ノ安寧秩序ヲ紊亂スル事項ニ該當スルコトヲ具體的ニ説示スルヲ以テ足リ所謂社會ノ安寧秩序ノ意義實質ノ如キハ特ニ之ヲ説示スルノ要ナキモノトス

九 新聞紙ノ記事ト朝憲ヲ紊亂セムトスル事項・新聞紙ノ記事ト安寧秩序ヲ紊ス事項

(昭和八年(れ)第一三七號)
同年四月十日大審院刑事部判決)

昭和七年二月一日附發行興民新聞紙掲載ノ記事ハ現在ニ於ケル本邦帝國議會ヲ以テブルジョア議會ナリトシ單ニ言論ニ訴フルニ止マラス現實的ニ之ヲ否認シ得ル勢力ヲ結成スルノ必要アルコトヲ説ケルモノニシ

テ畢竟實力ヲ以テ憲法上ノ機關タル帝國議會ノ廢滅ヲ圖ルヘキコトヲ主張スルモノナルカ故ニ該記事ハ新聞紙法第四十二條ニ所謂朝憲ヲ紊亂セムトスル記事ニ該當スルモノト認ムヘク第二同年三月一日附發行同紙上ニ掲載セル記事ノ要旨ハ（一）權力階級ノ前衛タル警視廳モ堤防ヲ決潰スル洪水ノ如キ民衆ノ猛憤ニ對シテハ忽ニシテ瓦解スヘキモノナリトシ（二）佐鄉屋某小沼某カ殺人罪ヲ實行シタルヲ以テ國民ノ總意ヲ代表スル殉忠愛國ノ革命家ノ挺身的行爲ニシテ革命ノ本領ヲ發揮セルモノナリトシ（三）警視廳當局ノ彼等ノ行爲ヲ賣名的動機ニ出ツルモノナリト逆宣傳ヲ爲シ又斯カル事件ノ發生スル毎ニ愛國的團體ヲ不法ニ彈壓スルハ支配階級ノ大トシテノ姿ヲ暴露スルモノニシテ同廳コソ民衆革命ノ成就スル曉ニ於テ先ツ鐵火ノ洗禮ヲ受クヘキモノナリト謂フニ在リテ畢竟暗々裡ニ犯罪ヲ是認シテ當該公務員ノ職務上ノ行動ヲ非議スルト共ニ警視廳ノ無力ヲ讒誣シテ其ノ權威ヲ侮蔑シ且同廳ニ對スル民衆忿怨ヲ激發セントスルモノニ外ナラス抑々國體ニ基ク愛國思想ハ之ヲ尊重スヘク又其ノ思想ニ基キ國民ヲ善導シ國體ヲ擁護スルコトヲ目的トル合法的政治運動社會運動ハ之ヲ賞賛スヘキコト素ヨリ言ヲ須タサル所ナリト雖之カ爲ニ法禁ヲ犯シ暴力ヲ用ヒ法律秩序ヲ無視スルカ如キハ到底之ヲ許容シ又ハ看過スヘキノ限ニ在ラス苟クモスクノ如キ行爲アラハ其ノ動機ノ如何ニ拘ラス之ヲ防壓シ以テ法律秩序ヲ維持スルノ必要アリ而シテ凡ソ犯罪ヲ防壓スルニハ捜査機關ヲ施設シテ其ノ權威ヲ維持スルノ必要アルコト勿論ニシテ若シ此ノ機關ナク又其ノ權威ナシトセハ國家ノ安寧秩序ハ得テ之ヲ保持スルニ由ナキナリ新聞紙上ニ犯罪ノ動機如何ヲ問ハス暗ニ其ノ犯罪

ヲ是認シ之ニ關聯シテ國家機構上必要ナル官廳ノ權威ヲ侮蔑シ之ニ對シテ民衆ノ敵意ヲ誘發スヘキ記事ヲ掲載スルカ如キハ出版言論自由ノ範圍ヲ逸脱シ安寧秩序ヲ紊亂スルモノト認メサルヘカラス若シ夫レ捜査ニ從事スル公務員ニシテ捜査上ノ秘密ヲ漏泄スルカ如キコトアリトセンカ職務上責任問題ヲ生スヘキハ勿論ナリト雖此ノ故ヲ以テ上叙ノ記事ヲ合法化スルノ理由ト爲スヘカラサルハ言ヲ須タサル所ナリ右新聞紙ノ記事ハ此ノ趣旨ニ照シ新聞紙法第四十一條ニ所謂安寧秩序ヲ紊亂スルモノニ該當スルヤ疑ヲ容レス

一〇 伏字ヲ使用シタル猥褻ノ記事ト本條ノ適用（昭和九年（れ）第五七五號）

苟モ人ヲシテ一讀厭羞恥ノ情ヲ惹起セシムルニ足ルヘキ記事ナル以上ハ縱令其ノ記事中具體的露骨ノ部分ハ之ヲ伏字ト爲シ其ノ他ノ抽象的部分ノミヲ明示シタル場合ト雖此ノ兩者相俟テ其ノ行文上該記事ノ趣旨ヲ推知シ得ヘキ場合ニ於テハ之ヲ新聞紙法第四十一條ニ所謂風俗ヲ害スル事項ト認ムルコトヲ妨ケス今本件ニ付押收ニ係ル證第一號新聞紙「北國みやこ」ニ於ケル當該記事ヲ查閱スルニ（論旨ニ證第六號トアルハ證第一號ノ誤記ト認ム）同新聞紙上ニ於ケル當該原判示記事ハ所論ノ如ク伏字ノ部分アリト雖其ノ伏字ノ前後ノ行文上原判示認定ノ如ク男女ノ情痴ニ關スル記事ノ全趣旨ヲ推知シ得ヘク而モ該記事ハ帝國現代ノ道義的感情ニ鑑ミ法律上之ヲ風俗ヲ害スル事項ト解シ得ヘキヲ以テ原判決カ被告人ノ判示行爲ヲ新聞紙法第四十一條ニ問擬シタルハ正當ニシテ論旨ハ其ノ理由ナシ

一一 安寧秩序ヲ棄スヘキ記事ト法律ノ適用 (昭和九年(れ)第八二三號)
 (同年九月十日大審院刑事部判決)

本件新聞紙ニ掲載セル記事ノ内容ハ原判示ノ如クニシテ之ヲ客觀的ニ觀察スルニ一般讀者ヲシテ所謂五・一五事件民間側ニ對スル判決カ財閥等ノ重壓干渉ニヨリ不公正ニ行ハレタル如キ疑惑ヲ懷カシムルモノニシテ安寧秩序ヲ棄スヘキ事項ニ該當スルコト勿論ナルカ故ニ新聞紙法第二十三條ノ規定ニヨル處分アリタリヤ否ヤニ關ラス新聞紙法第四十一條ニ問擬スヘキモノナレハ原判決ニハ所論ノ如キ法律ノ適用ヲ誤リタル違法アルコトナシ

而シテ新聞紙ニ掲載セル記事ノ内容カ安寧秩序ヲ棄スヘキ事項ニ該ルヤ否ハ之ヲ客觀的ニ觀察シテ判断スヘキ法律上ノ問題ニシテ事實ニ非ス

一二 所謂安寧秩序ヲ棄スヘキ事項 (昭和十年(れ)第七九七號)
 (同年九月四日大審院刑事部判決)

按スルニ我國體ヲ尊重スル愛國ノ精神ニ基キ現社會腐敗ノ素因ヲ排除シテ國利民福ヲ計ラムトスル諸般ノ合法的運動ハ固ヨリ之ヲ推奨スヘキモノナリト雖其ノ目的ヲ達成セムカ爲取テ國法ヲ犯シ不法ノ暴力ヲ行使シ法律秩序ヲ無視シテ急速ニ社會革新ヲ斷行スヘシト爲スカ如キハ誤マレルノ甚シキモノニシテ斯ル行動ノ存スルアラハ我國ニ於ケル公共ノ平安紀綱ノ整肅ヲ保持スルコト能ハサルニ至ルヘク到底之ヲ看過許容スヘキニ非ルナリ左レハ現社會ヲ革新セムカ爲速ニ非合法的直接行動ヲ爲スノ必要アルコトヲ示唆

憲憲スル記事ヲ雜誌ニ掲載スルカ如キハ其ノ目的動機ノ如何ヲ論セス客觀的ニ觀察シテ安寧秩序ヲ棄スモノト認メサルヲ得ス

第四十二條 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政體ヲ變改シ又ハ朝憲ヲ棄亂セムトスルノ事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ發行人、編輯人、印刷人ヲ二年以下ノ禁錮及三百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 尊嚴ヲ冒瀆シタル歴史上ノ事實掲載ト本條ノ適用 (明治四十三年(れ)第二八三〇號)
 (同四十四年二月二十四日大審院刑事部判決)

苟モ皇室ニ關スル事實ヲ新聞紙上ニ掲記スルニ當リ妄ニ淫靡卑猥ノ言辭ヲ弄シ且不敬ノ評語ヲ加ヘタル時ハ假令其ノ記事ハ歴史上ノ事蹟ニシテ史傳ニ編述アルモノヲ假リ來リタルニ過キサル場合ト雖モ新聞紙法第四十二條ノ制裁ヲ免カルルヲ得ス

二 尊嚴ヲ冒瀆セントスル事項ノ掲載ト本條ノ適用 (明治四十三年(れ)第二八七〇號)
 (同四十四年二月二十四日大審院刑事部判決)

新聞紙法第四十二條ヲ適用スルニハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シタル事項ヲ新聞紙ニ掲載スルコトヲ必要トナス換言スレハ新聞紙ニ掲載シタル事項ニ依リ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シタルコトヲ必要トナス然ルニ原判決ハ「皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆セントスル記事ヲ掲載發行シタルモノナリ」ト判示シ被告ノ行爲ハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆セントシタルモノニシテ未遂ノ狀態ニ在ルモノトセサルヘカラス然ルニ輒スク新聞紙法第四十二條ヲ適用處斷シ

ル原判決ハ擬律錯誤ノ不法アルモノト信スト云フニ在レトモ新聞紙法第四十二條ニハ「皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政體ヲ變改シ又ハ朝憲ヲ紊亂セムトスルノ事項ヲ新聞級ニ掲載シタル云云」トアリテ之ヲ分解セハ冒瀆變改ノ文字モ紊亂ノ文字ト同様「セムトスル」ノ文字ト續ケ讀ムヘキモノナレハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆セムトスルノ事項ヲ新聞級ニ掲載發行スルニ於テハ同條違反ノ既遂罪ハ直ニ成立シ其ノ成立ニハスコシモ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シタル事項ヲ新聞級ニ掲載スルコトヲ要スルモノニアラス故ニ原判決ノ認メタル事項ヲ以テ未遂ノ狀態ニ在ルモノナリト云フヲ得ス

三 「朝憲ヲ紊亂セントスルノ事項」ノ意義

(一) (明治四十四年(れ)同年四月二十一日大審院刑事部判決)

陽ニハ紳士閥乃至社會主義ノ爲メニ均シク言ヲ建ツルカ如クナルモ陰ニ後者ニ同情シタル記事ハ現時ノ「我國家組織ヲ破壞シ」國家統治權主體ノ存在ヲモ否定スルコトヲ怨懣スルモノニシテ新聞紙法第四十ニ條ニ所謂朝憲ヲ紊亂セントスルノ事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルモノニ該當ス

(二) (大正十二年(れ)第一八二〇號同年十三年二月六日大審院刑事部判決)

新聞紙法第四十二條ニ所謂朝憲ヲ紊亂セントスル事項トハ國家組織ノ大綱ヲ破壞セントスル記事ヲ指稱スルモノニシテ所論ノ如ク之ニ關スル不法不合理ナル手段方法ニ付具體的ニ舉示スル所アリヤ否ハ之ヲ

問フヲ要セサルモノト解スルヲ相當トス故ニ記事ノ趣旨我國現時ノ國家組織若ハ統治權ノ所在ニ紛更コ加ヘンコトヲ怨懣スルモノナルトキハ是レ法ニ朝憲ヲ紊亂セントスル事項トアルニ該當スルハ論ナキ所ニシテ其ノ新聞紙ノ發行人編輯人並印刷人ハ同條所定ノ制裁ニ服從セサルヘカラス所論原判示記事ハ之ヲ要約スレハ先ツ我國無產階級カ資本家階級ノ爲ニ虐待セラレタル經歷ヲ叙シ露國勞働者カ革命ヲ企テ勞働者獨裁政治ノ勞農露國ヲ建設スルコトニ成功シタルヲ賞揚シ我邦ノ勞働者亦當ニ斯ノ如クナラサルヘカラサルヲ說キ進テ此ノ種ノ國家ヲ形成スル要素ハ水平社同人勞農黨員若ハ此ノ兩者ノ一ナラサルヘカラサル旨ヲ述ヘ以テ我邦現時ノ國家ノ組織統治權ノ所在ニ紛更コ加ヘンコトヲ怨懣シタルモノナルコト疑ナキ所ナレハ原審カ判示所爲ヲ同條ニ問擬シタルハ正當ナリ

四 公開ヲ停メサル訴訟ノ辯論ト本條ニ所謂朝憲紊亂事項

(昭和八年(れ)同年九月二十七日大審院刑事部判決)

新聞紙法第四十二條ハ朝憲ヲ紊亂セムトスル事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ發行人編輯人ヲ處罰スヘキ旨ヲ規定スルカ故ニ苟モ新聞紙ノ事項ニシテ朝憲ヲ紊亂セントスル處アルモノナルニ於テハ其ノ事項ヲ縦シ公開ヲ停メサリシ訴訟ノ辯論ニ關スルモノナルトキト雖處罰ヲ免レサルモノト解セサルヘカラス尤モ新聞紙法ハ第十九條ニ於テ新聞紙ハ公開ヲ停メタル訴訟ノ辯論ヲ掲載スルコトヲ得サル旨ヲ規定シ第三十六

條ニ於テ右規定ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ處罰スヘキ旨ヲ規定スルカ故ニ其ノ反面解釋トシテ公開ヲ停メサリシ訴訟ノ辯論ハ之ヲ新聞紙ニ掲載スルコトヲ禁セサルカ如ク解シ得ラレサルニ非サルモ此等ノ法條ハ公開ヲ停メタル訴訟ノ辯論ハ絶對ニ之ヲ新聞紙ニ掲載シ得ラレサルモノナルコトヲ明ニシタルニ止リ公開ヲ停メサリシ訴訟ノ辯論ヲ自由無制限ニ新聞紙ニ掲載スルコトヲ許シタルノ法意ニ非スト解スルヲ以テ相当トスヘシ夫レ憲法第五十九條ハ裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得」ト規定ス而シテ其ノ之ヲ規定スル所以ノモノハ他ナシ一般民人ニ裁判傍聴ノ機會ヲ與ヘ以テ裁判ノ公正ヲ保障セムトスルモノニ非斯然レハ傍聴者ノ如キモ自ラ法廷ノ收容シ得ル小數ノ者ニ限ラレ其ノ員數ノ如キ此ヲ新聞紙雜誌等公刊物ノ讀者ノ無數ナルニ到底比スヘクモアラサルナリ隨ツテ訴訟ニ於ケル辯論ニシテ辯論トシテハ未タ以テ安寧秩序又風俗ヲ害スル處アリトシテ公開ヲ停ムルノ要ナカリシモノト雖新聞雜誌ニ掲載スルトキハ此クノ如キ虞アリトシテ之ヲ禁セサルヘカラサル場合アルヘク又訴訟ノ辯論公開ヲ停ムルコトハ法律ニ依ル場合ノ外ハ裁判所ノ決議ヲ以テスルモノナレハ訴訟ノ辯論ニシテ公開ヲ停ムルノ要アルニ拘ラス裁判所之ヲ行ハサル場合アルヘキハ亦想像ニ難カラサル所トス然ラハ公開ヲ停メサリシ辯論ト雖之ヲ新聞雜誌ニ掲載スルコトニ因ル社會ニ對スル影響ヲ慮リ朝憲ヲ紊亂シ又ハ安寧秩序若ハ風俗ヲ害スル處アリトシテ其ノ掲載ヲ禁止シ又處罰スルハ毫モ妨ナキ所ト謂ハサルヘカラス

第四十三條 第四十條乃至第四十二條ニ依リ處罰スル場合ニ於テ裁判所ハ其ノ新聞紙ノ發行ヲ禁止スルコトヲ得

第四十四條 本法ニ定メタル犯罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セス

一 本條適用ニ付數資格ヲ以テスル同一人ノ新聞紙法違反ノ擬律

(一) (大正三年(れ)第二六三二號)同年十二月四日大審院刑事部判決

同一人カ新聞紙ノ發行人及編輯人トシテ新聞紙法第四十一條ニ違反シ又ハ發行人編輯人及印刷人トシテ同法第四十三條ニ違反シタルトキハ恰モ別人ノ發行人編輯人及印刷人トシテ叙上ノ規定ニ違反シタル場合ト均シク各別ノ犯罪成立スルヲ以テ同第四十四條ノ規定ニ依リ其ノ刑ヲ併科スヘキヲ當然トス

(二) (明治四十四年(れ)第一二四八號)同年六月三十日大審院刑事部判決

新聞紙法第四十四條ハ同一被告人ニ對スル併合罪ニ關スル規定ナレハ一人ニテ新聞紙ノ發行人及編輯人タル兩資格ニ於テ處罰セラルヘキ場合ニ於テモ亦數罪ヲ犯シタルモノトシテ右法條ノ適用ヲ受クヘキモノトス

二 刑法第五十四條トノ關係 (大正三年(れ)第三三二六號)

出版法・新聞紙法判例

刑法第五十四條ハ「罪ニ關スル規定ニシテ數罪ノ處斷方法ニ關スル規定ニ非ス從而同條ノ規定ハ新聞紙法第四十四條ニ所謂刑法併合罪ノ規定中ニ包含セラルモノニ非ス

三 刑法第五十五條トノ關係 (大正三年(れ)第二四九一號)

刑法第五十五條ハ「罪ニ關スル規定ナルヲ以テ新聞紙法第四十四條ニ依リ其ノ適用ヲ除外セラレタルモノニ非サレハ同法違反ニモ適用セラルヘキ總則規定ニ屬スルモノトス

第四十五條 新聞紙ニ掲載シタル事項ニ付名譽ニ對スル罪ノ公訴ヲ提起シタル場合ニ於テ其ノ私行ニ涉ルモノヲ除クノ外裁判所ニ於テ惡意ニ出テス專ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ被告人ニ事實ヲ證明スルコトヲ許スコトヲ得若其ノ證明ノ確立ヲ得タルトキハ其ノ行爲ハ之ヲ罰セス公訴ニ關聯スル損害賠償ノ訴ニ對シテハ其ノ義務ヲ免ル

一 私行ノ意義

(一) (大正五年(れ)第三〇二五號)
(同年六月五日大審院刑事部判決)

新聞紙法第四十五條ニ所謂私行トハ人ノ私生活關係ニ於ケル行爲ヲ指稱スルモノナレハ官吏公吏其ノ他ノ公務ニ從事スル者ノ行爲ト雖モ其ノ私生活關係ニ屬スルモノハ之ヲ私行ナリト解スヘキモノトス

(二) (大正十三年(れ)第八八四號)
(同年七月九日大審院刑事部判決)

新聞紙法第四十五條ニ所謂私行ニ屬スルモノトス
醫師ノ業務上患者ヲ診察治療スル行爲ハ新聞紙法第四十五條ニ所謂私行ニ屬スルモノトス

二 事實證明ノ不確立ト判示ノ要旨 (大正二年(れ)第二一號)

新聞紙法第四十五條ニ依リ事實ノ證明ノ確立ヲ得サル爲メ名譽毀損罪トシテ之ヲ處罰スル場合ニハ其ノ證明ノ確立ヲ得サリシコトニ付キ特ニ之ヲ判文ニ證明スルノ要ナシ

三 本條ノ證據調ト其ノ採否 (大正四年(れ)第二七一四號)

新聞紙法第四十五條ニ依リ被告人ニ事實ノ證明ヲ許シタル場合ト雖モ其ノ申請ニ係ル證人中訊問ノ必要ナキモノアルトキハ之ヲ却下シ從テ又證人訊問ノ決定ヲ爲シタル後審理進行中訊問ノ必要ナキモノアリト認メタルトキハ之カ訊問決定ヲ取消シ得ルモノトス

四 名譽毀損罪ト本條トノ關係

(一) (大正五年(れ)第二一四四號)
(同年十一月一日大審院刑事部判決)

新聞ノ記事中侮辱ニ涉ル記事カ名譽毀損罪構成ノ一要素ヲ爲ス場合ニ於テハ名譽毀損行爲ノ外特ニ侮辱

罪ヲ構成スヘキモノニ非ス從テ名譽毀損罪ノ點ニ關シ新聞紙法第四十五條ニ依リ事實證明ヲ得タリトシ
テ處罰セサル以上ハ右侮辱罪ノ點ヲ併セ事件全體ニ付キ無罪ヲ宣告スヘキモノトス

(二) (大正十五年(れ)第六四八號)

(イ) 侮辱罪ハ事實ヲ摘示セスシテ他人ノ社會的地位ヲ輕蔑スル犯人自己ノ判斷ヲ公然發表スルニ因リ
テ成立シ名譽毀損罪ハ他人ノ社會的地位ヲ害スルニ足ルヘキ具體的事實ヲ公然告知スルニ因リテ成立
スルモノトス

(ロ) 新聞紙法第四十五條ノ規定ハ事實ヲ摘示シテ人ノ名譽ヲ毀損シタル事案ニ於テノミ其ノ適用アル
モノニシテ事實ノ摘要ヲ必要トセサル侮辱罪ニ適用ナキモノトス

五 侮辱罪ト本條 (昭和七年(れ)第一六二七號)

第一點仍テ按スルニ刑法第二百三十條第一項所定ノ名譽毀損罪ハ他人ノ社會的地位ヲ害スルニ足ル具體的
事實ヲ公然告知スルニ依リテ成立スルモノトス本件ニ於テ原判示事實ニ依レハ所論新聞紙ニ掲載シタル記
事ハ宇治山田市長タル福地何某ノ性格及技能ニ對スル被告人自己ノ抽象的批判ヲ加ヘタルモノニ過キスシ
テ他人ノ名譽ヲ毀損スヘキ具體的事實ヲ公然告知シタルモノト認ムコトヲ得ス故ニ被告人ノ判示所爲ハ
辻村由松ト共謀シテ福地何某ノ社會的地位ヲ輕蔑スル被告人自己ノ抽象的判斷ヲ公然發表セシメタルモノ

ニシテ刑法第六十條第二百三十一條ヲ適用處斷スヘキモノトス

第二點名譽ニ對スル罪ニ於テモ犯罪ノ構成ニハ行爲者カ人ニ對シ輕侮ノ表示ヲナス行爲アルヲ以テ足レリ
トセス其ノ輕侮ノ表示ニシテ適法ナル理由ニ基キテ爲サレタルトキハ其ノ行爲ハ罪トナラス學術技藝若ク
ハ正當ノ利益ヲ保護スル爲ニナシタル場合ノ如シ論旨第一點ニ於テ論述シアルカ如ク所論新聞紙ニ掲載シ
タル記事ハ侮辱罪ヲ構成スルニ過キサルヲ以テ新聞紙法第四十五條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得サルヤ明ナ
リ

六 本條ニ所謂私行ト辯護士ノ訴訟行爲ニ關スル行動 (昭和八年(れ)第五五二號)

新聞紙法第四十五條ニ所謂私行トハ人ノ私生活關係ニ於ケル行動ヲ汎稱シ官吏公吏其ノ他ノ公務員又ハ公
共團體其ノ他公ノ施設ニ關スル職員若ハ委員トシテノ行動ノ如キモノニ對スルモノナルコトハ當院判例ノ
示ス所ナリ辯護士法第一條ヲ案スルニ辯護士ハ當事者ノ委任ヲ受ケ又ハ裁判所ノ命令ニ從ヒ通常裁判所ニ
於テ法律ニ定メタル職務ヲ行フモノトス云々トアルヲ以テ辯護士ハ右判例ニ示ス如キ資格ヲ有セサルハ勿
論何等公職ヲ帶フルニアラス又辯護士ト之ニ訴訟委任ヲ爲シタル者トノ關係ハ當事者間ノ契約其ノ他民法
上ノ規定ヲ以テ之ヲ律スヘク辯護士カ委任ヲ受ケタル訴訟事件ヲ處理スルニ當リ訴訟法ニ依リ訴訟行爲ヲ
爲スコトアリテ其ノ行爲ハ公法上ノ性質ヲ有スルモノ此ノ行爲ハ訴訟委任者タル本人ハ勿論訴訟法ニ定ムル

條件ヲ具備スル者ハ辯護士ニ非スト雖訴訟委任ヲ受ケ訴訟行爲ヲ爲スコトヲ以テ辯護士カ訴訟行爲ヲ爲スノ故ヲ以テ其ノ行動ハ新聞紙法第四十五條ノ適用ニ於テ私行ニ非スト論スルヲ得ス

七 新聞記事ニ依ル名譽毀損罪ト事實證明 (昭和八年(れ)第一三九九號)

新聞紙法第四十五條ニ於テ名譽毀損罪ニ對スル除外例ヲ設ケタルハ新聞紙カ社會ノ公器トシテ報導ノ外一般社會ニ對スル警告ト反省ヲ促ス重大ナル使命ヲ有スルコト所論ノ如シト雖同條ノ規定ハ人ノ私行ニ涉ラサルモノニ限り其ノ適用ヲ見ルヘキモノニシテ私行ニ涉ルモノニ付テハ之ヲ掲載スルノ目的カ惡意ニ出テス專ラ公益ノ爲ニスルモノトノ證明ヲ得タル場合ト雖刑法上名譽毀損罪ノ成立ヲ免レサルモノトス故ニ假令漫畫又ハ漫文ト雖苟モ人々私行ニ涉リ名譽ヲ毀損スルモノナルトキハ所論ノ如ク言論自由ノ範圍ニ屬スルノニ非ス蓋言論ノ自由ハ憲法ノ保證スル所ナリト雖法律ノ範圍内ニ於テ有スル臣民ノ權利ナレハナリ

八 本條ノ所謂私行ト市會議員ノ詐欺ニ關スル非行 (昭和八年(れ)第一七〇一號)

新聞紙法第四十五條ニ所謂私行トハ官吏公吏其ノ他ノ公務員又公共團體其ノ他公ノ施設ニ關スル職員若クハ委員トシテノ行動ノ如キニ對シ人ノ私生活關係ニ於ケル行動ヲ汎稱スルモノニシテ一定ノ行爲カ其ノ人ノ私行ニ涉ルモノナルヤ否ヤヲ決定スルニハ一ニ行爲ノ實質ヲ究メテ決スヘキモノナリ

九 本條ニ所謂私行ト後見人ノ背信行爲 (昭和八年(れ)第一九八一號)

(同九年三月八日大審院刑事部判決)

新聞紙法第四十五條ニ所謂私行トハ公法的權利關係ニ於ケル公生活ノ行動ニ對立スル觀念ニシテ人ノ私生活關係ニ於ケル行動ヲ汎稱シ後見人ノ被後見人ノ財產ニ關スル背任又ハ横領罪ニ該當スル行爲ノ如キハ公法的權利關係ノ下ニ行動シタルモノニ非サルカ故ニ其ノ私行ナリトス

一〇 本條ト侮辱罪 (昭和九年(れ)第二八六號)

(同年五月五日大審院刑事部判決)

刑法第二百三十一條所定ノ侮辱罪ハ事實ヲ摘示スルコトナク公然他人ヲ罵詈嘲弄シ又ハ之ニ惡評ヲ加フル等其ノ社會的地位ヲ輕侮スル犯人自己ノ抽象的判断ヲ發表スルコトニヨリ成立シ偶其ノ他人カ公人タル資格ヲ有スル場合ト雖苟モ犯人カ其ノ性行智能身分言動等ニ關シ單ニ輕侮的言辭ヲ以テ之ヲ惡評シ嘲弄スルニ足ルヘキ具體的事實ヲ公然表示スルモノナレハ犯人ニ於テ叙上ノ如キ具體的事實ヲ公表スルコトナク漫然他人ノ社會的地位ヲ輕侮スル抽象的言辭ヲ弄シタルニ過キサルトキハ侮辱罪成立スルモ名譽毀損罪ヲ構成スルモノニ非サルコト論ヲ俟タス尙新聞紙法第四十五條ハ事實ヲ摘示シテ他人ノ名譽ヲ毀損シタル場合ニ於テノミ適用セラルヘキモノト解

スルヲ相當トスルヲ以テ前叙ノ如ク事實ノ摘要ヲ要件トセサル本件侮辱罪ニ之ヲ適用スルコトヲ得サルヤ
論ナク從テ同法條ノ適用ヲ云爲シテ被告人ノ無罪ヲ主張スルハ當ラス

附 則

新聞紙條例ハ之ヲ廢止ス
本法施行前ヨリ發行スル新聞紙ニシテ本法ノ規定ニ依リ保證金ニ闕額ヲ生スルニ至リタルトキハ
本法施行ノ日ヨリ三年間其ノ填補ヲ猶豫ス
第二十六條ノ規定ハ本法施行前ノ差押ニ係ル新聞紙ニ之ヲ準用ス

〔終〕



終

